

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月16日

【事業年度】 第45期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 全国保証株式会社

【英訳名】 ZENKOKU HOSHO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木 裕一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 水口 耕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 水口 耕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益 (百万円)	-	-	50,272	51,638	56,972
経常利益 (百万円)	-	-	41,456	41,581	44,518
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	-	-	28,584	28,796	32,089
包括利益 (百万円)	-	-	28,447	29,759	32,272
純資産額 (百万円)	-	-	205,619	225,082	238,678
総資産額 (百万円)	-	-	442,945	466,618	492,398
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,496.00	1,638.01	1,767.98
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	207.98	209.54	236.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	46.4	48.2	48.5
自己資本利益率 (%)	-	-	14.6	13.4	13.8
株価収益率 (倍)	-	-	12.0	13.1	12.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	28,700	31,304	33,423
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	36,042	55,996	625
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	9,159	10,319	19,311
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	-	-	112,659	77,647	92,384
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	- 〔 - 〕	- 〔 - 〕	317 〔 125 〕	331 〔 130 〕	369 〔 151 〕

- (注) 1. 第43期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 第35期より「株式給付信託(J-E S O P)」、第42期より「役員向け株式交付信託」を導入しております。「株式給付信託(J-E S O P)」および「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。
5. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
営業収益 (百万円)	47,834	48,842	49,242	50,580	54,806
経常利益 (百万円)	38,991	40,551	40,852	40,972	44,981
当期純利益 (百万円)	27,002	27,835	28,180	27,895	31,714
資本金 (百万円)	10,703	10,703	10,703	10,703	10,703
発行済株式総数 (株)	68,871,790	68,871,790	68,871,790	68,871,790	68,871,790
純資産額 (百万円)	165,860	184,827	203,764	222,291	235,493
総資産額 (百万円)	396,261	415,814	435,692	458,260	474,570
1株当たり純資産額 (円)	1,204.18	1,344.88	1,482.51	1,617.70	1,744.39
1株当たり配当額 (円)	117.00	133.00	148.00	170.00	212.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	196.26	202.45	205.04	202.98	233.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	196.13	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.8	44.4	46.8	48.5	49.6
自己資本利益率 (%)	17.4	15.9	14.5	13.1	13.9
株価収益率 (倍)	12.9	11.6	12.2	13.6	12.7
配当性向 (%)	29.8	32.8	36.1	41.9	45.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,211	29,282	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,323	37,955	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,534	8,501	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	136,099	118,924	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	258 〔69〕	271 〔77〕	278 〔79〕	292 〔83〕	305 〔89〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	153.1 (142.1)	146.1 (145.0)	158.9 (153.4)	178.8 (216.8)	197.5 (213.4)
最高株価 (円)	5,350	5,880	5,620	5,709	6,244 (3,021)
最低株価 (円)	2,719	4,490	4,155	4,704	5,225 (2,930)

- (注) 1. 2025年3月期の1株当たり配当額については、2025年6月20日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
2. 第35期より「株式給付信託(J-E S O P)」、第42期より「役員向け株式交付信託」を導入しております。「株式給付信託(J-E S O P)」および「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 第42期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 最高株価および最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、第45期の株価については、2025年4月1日付で行いました株式分割による権利落ち後の最高株価および最低株価を括弧内に記載しております。
5. 第43期より連結財務諸表を作成しているため、第43期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。
7. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、発行済株式総数および1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。また、株主総利回りについては、当該株式分割による影響を考慮して算定しております。

2【沿革】

全国保証株式会社は1981年2月東京都千代田区大手町において厚生年金転貸住宅資金融資制度の信用保証を目的とする会社として創業いたしました。以後、信用保証の範囲および業務規模を拡大しながら現在に至っております。当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次の通りであります。

年月	概要
1981年2月	東京都千代田区大手町に信用保証事業を目的として全国保証株式会社(資本金50百万円)設立
1981年4月	厚生年金転貸住宅融資の保証業務開始
1986年3月	大阪事務所開設(現 大阪支店)
1987年4月	横浜事務所開設(現 横浜支店)
1994年12月	住宅供給公社の保証業務開始
1995年8月	札幌事務所開設(現 札幌支店)
1997年7月	民間金融機関の住宅ローン保証業務開始
1998年5月	保証債務残高1兆円達成
1999年10月	福岡営業所開設(現 福岡支店)
2001年1月	民間金融機関の教育ローン保証業務開始
2002年4月	「住まいる いちばん」の取扱い開始
2002年4月	名古屋支店、仙台支店開設
2002年5月	新潟営業所開設
2003年1月	広島支店開設
2003年4月	金沢営業所開設(現 金沢支店)
2005年5月	宮崎営業所開設
2005年7月	「住まいる いちばん プラス」の取扱い開始
2007年3月	保証債務残高5兆円達成
2007年4月	本店営業部と本社審査部の一部業務を統合し、本店を開設
2010年4月	株式会社全国ビジネスパートナー設立
2012年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2014年4月	民間金融機関のカードローン保証業務開始
2014年9月	「住まいる いちばんネクスト」の取扱い開始
2015年4月	高松営業所開設
2016年3月	保証債務残高10兆円達成
2018年12月	株式会社YUTORI債権回収の株式を取得し子会社化(現 あけぼの債権回収株式会社)
2020年2月	東和信用保証株式会社の株式を取得し子会社化(現 みのり信用保証株式会社)
2021年3月	筑波信用保証株式会社の株式を取得し子会社化
2021年9月	保証債務残高15兆円達成
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2022年6月	四国総合信用株式会社との資本業務提携契約を締結
2023年4月	東日本保証サービス株式会社の株式を取得し子会社化(2024年3月に筑波信用保証株式会社が吸収合併)
2024年7月	ちば興銀カードサービス株式会社の株式を取得し子会社化
2025年2月	三重総合信用株式会社の株式を取得し子会社化
2025年2月	東北保証サービス株式会社の株式を取得し子会社化

(注) 保証債務残高は、住宅ローン担保証券等の対象債権額を含んでおります。

3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社7社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、みのり信用保証株式会社、筑波信用保証株式会社、ちば興銀カードサービス株式会社、三重総合信用株式会社、東北保証サービス株式会社）および非連結子会社1社で構成されており、住宅ローン保証を中核とした「信用保証事業」を行っております。詳細は、「4 関係会社の状況」をご参照ください。

当社グループの報告セグメントは主に信用保証業務により収益を得ていることから、「信用保証事業」の単一セグメントとしております。

住宅ローンは、返済期間が20年～30年と長期に亘りかつ他の個人ローンより多額の借入である場合が多く、不動産への担保設定や連帯保証人による保証を前提として従前は貸し出しされており、これは借入人が返済不能に陥った場合の貸倒リスクを抑制するためのものです。不動産への担保設定には、借入人が返済できなかった場合に金融機関等が抵当権の実行により回収できるという役割があります。また、連帯保証人による保証には、借入人が返済できない場合に当該保証人は代わりに返済を行う義務があるため、金融機関等が連帯保証人へ返済を請求できる役割があります。しかしながら、住宅ローンは借入金額が多額になる場合が多いことから、連帯保証人の負担も非常に大きなものとなります。

このため、当社のような信用保証会社が保証料を申し受け、金融機関からの借入に対しての連帯保証人の役割を果たすことにより、借入人は住宅ローンの申し込みを円滑に行うことができます。また、金融機関としても、当社が連帯保証人になることにより、借入人に対する貸倒リスクを低く設定したなかでの金利設定が可能となるため、融資事業の促進が可能になります。

(1) ビジネスモデルについて

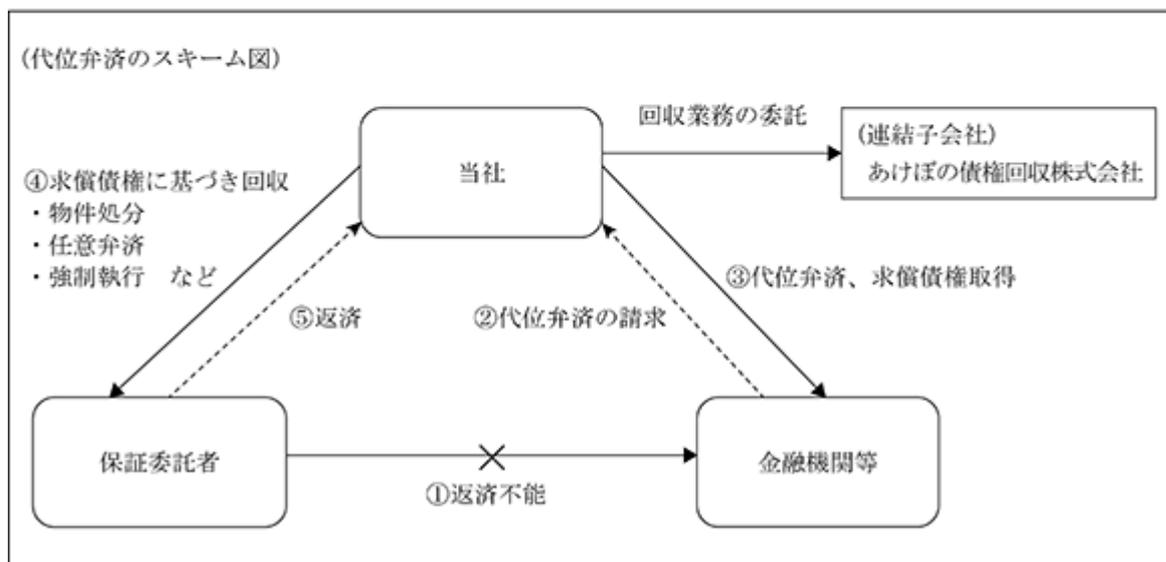
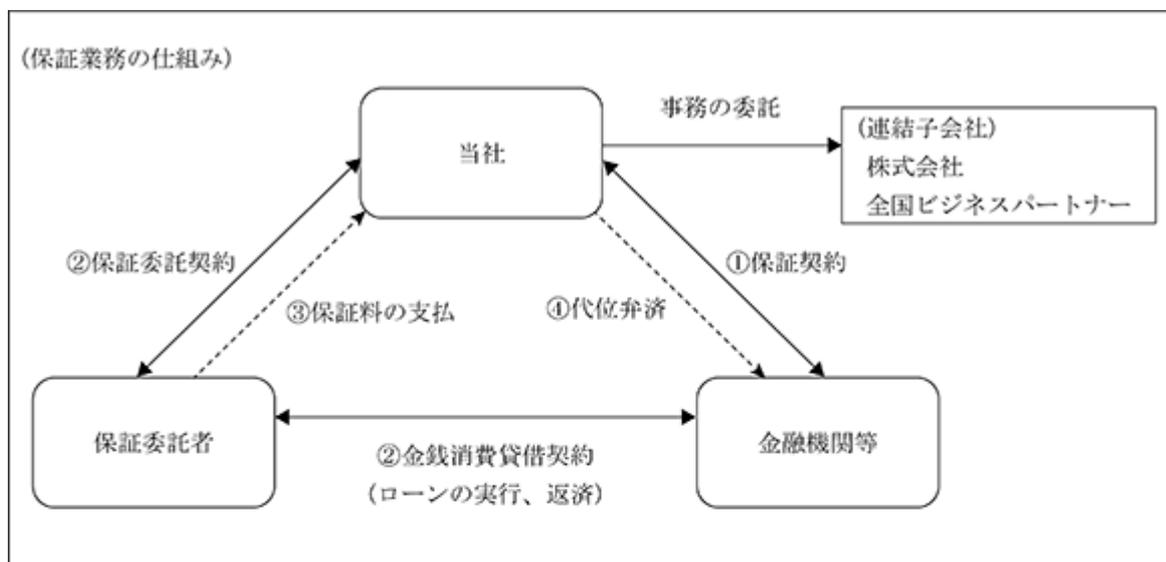
当社の信用保証事業は、住宅ローン等を希望する借入希望者（以下、住宅ローン等の借入人を「保証委託者」という。）の連帯保証を引き受けることとなりますが、保証委託者は、当社が保証契約を締結している金融機関等を通して当社に保証委託申し込みを行い、当社においては、保証委託者の属性情報や担保物件の状況などを基に審査判断を行った後、連帯保証を引き受けることとなります。

保証料に関しては、保証委託者より当社保証期間に対応する保証料を保証開始時に一括で受領する方法と毎月の保証債務残高に応じて受領する方法があります。一括で受領した保証料については、保証期間に応じて収益計上を行い、今後発生する代位弁済に備えるため、安全性の高い預金、国債等の低リスク商品を中心に保有・運用を行っております。

保証委託者が借入後に返済不能に陥った場合には、当社は金融機関等との保証契約に基づき、金融機関等あてに代位弁済を履行のうえ、求償債権を取得して保証委託者に代位弁済金額の返済請求を行います。保証債務に関しては、今後発生し得る代位弁済発生による損失額を見積り、債務保証損失引当金を計上しております。

代位弁済後において、当社は取得した求償債権を基に保証委託者から回収を図ることになります。当社は求償債権回収の基本方針として回収期間の短縮化と回収金額の最大化を掲げております。殆どの求償債権には不動産担保が設定されているため、保証委託者の実態に応じた物件売却(任意売却・競売)を実施し、迅速かつ最大限の回収に努めております。なお、求償債権に関しては貸倒金額を見積り、貸倒引当金を計上しております。

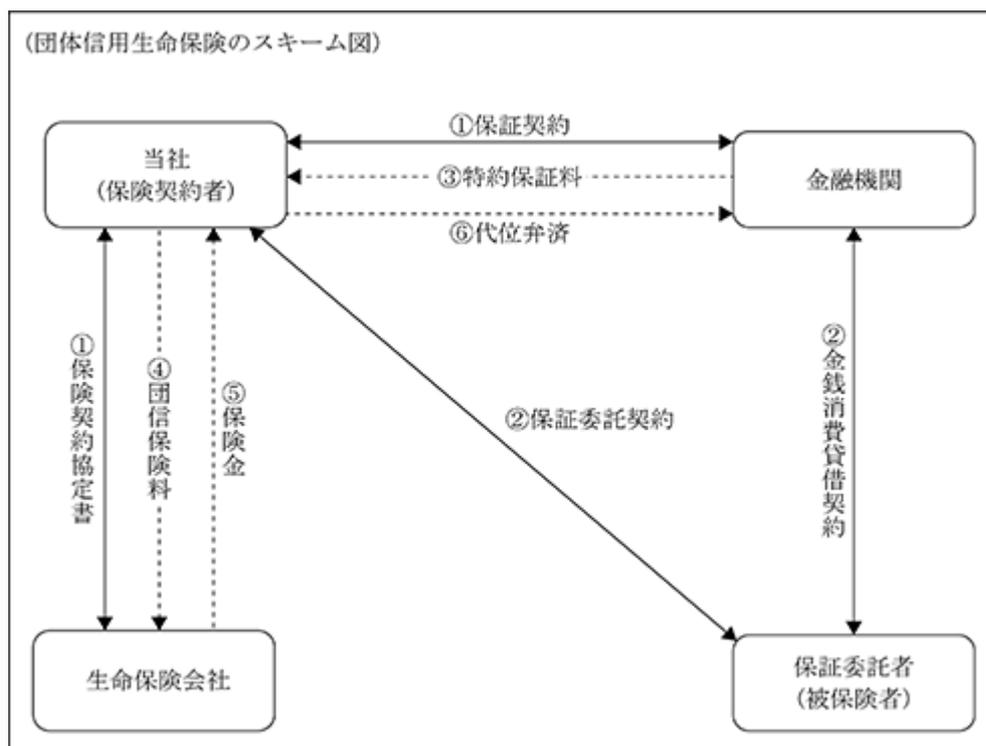
信用保証業務の流れ



当社取扱いにおいては、保証委託者が団体信用生命保険に原則加入しております。当社の団体信用生命保険は、当社が保険契約者、保証委託者が被保険者となり、当社指定の保険会社の保険へ融資実行と同時に加入する仕組みとなっております。その際、当社は金融機関より他の団体信用生命保険との商品競合性や被保険者の告知書の取次ぎ、期中管理、保険金の請求手続きなどの事務負担、団信保険料の将来推計を加味して設定した特約保証料を受領し、団体規模や加入者の構成に基づき算定される団信保険料を保険会社に支払っております。

団体信用生命保険に加入することにより、保証委託者が償還期間の途中で死亡や高度障害状態になった場合等に、債務残高と同額の保険金が保険会社から当社に支払われ、その保険金をもって当社は金融機関に代位弁済を行い、金融機関はその代位弁済金をもって当該債務の返済に充当します。金融機関は債権回収にかかる諸手を省略することが可能になり、保証委託者側も保険金の支払によって家族が多額の債務を負担することがなくなります。

なお、保険事故が想定を下回った場合、団信保険料から保険金を差引した部分より配当金が発生する場合がありますが、これを当社は保険契約者として受領しております。



(2) 当社の特徴

当社と同様の住宅ローン等に係る信用保証事業は金融機関等系列の保証会社等でも行われておりますが、当社はこれらの保証会社等とは異なり、特定の金融機関や業界等の制限を受けない独立系の保証会社として、様々な業態の契約先と全国的に事業を展開しております。

全国的な事業展開により、当社は特定金融機関の経営リスクや狭い範囲の地域経済圏の影響を受けることなく、保証リスクの分散が可能となります。また、当社は全国の主要地域に店舗を設置し、地域密着型の営業体制を構築するとともに、「3. 事業の内容 (3) 当社保証商品について」に記載している保証商品等の提供を行っております。

(3) 当社保証商品について

当社は、これまでの保証案件の引き受けを通じて、代位弁済に至った保証委託者の属性等について分析を行い、新商品の開発、既存商品の改訂等を継続的に実施しております。現在当社が取扱っている主な保証別の商品特徴は以下の通りであります。

住宅ローン保証

当社の信用保証事業の中核となる保証であり、諸費用を含む住宅取得資金や借換資金、リフォーム資金など、お客様の様々なニーズにお応えすることが出来る、多様な商品を揃えております。保証料につきましては、担保評価による区分と勤続年数や年収などの要件による区分を設けております。

特に、基幹商品において、担保や属性の優良なお客様はより低廉な保証料がご利用いただけるように段階的な保証料体系を設定しております。

また、当社では、前述の通り当社が保証を引き受けるに際して保証委託者には団体信用生命保険に原則加入していただいております。

カードローン保証

当社保証付の住宅ローンをご利用、または既に利用中の方がカードローンを利用する場合に保証する商品であり、煩雑な手続きが不要で繰り返し自由に借入・返済が可能です。

教育ローン保証

教育資金借入を保証する商品であり、一度に必要な額をご利用いただける証書貸付形式のほか、極度枠を設け、必要なときに随時ご利用いただける当座貸越形式にも対応しております。資金使途につきましても、学費・受験費用以外の資金にも幅広く対応しております。

用語解説

代位弁済：当社に保証委託された方が、金融機関への借入金返済が履行不能になった場合に、当社が保証委託者に代わって返済を行うことです。

求償債権：当社が保証委託者の借入金を代位弁済したことにより、保証委託者に対して返済を請求する権利に基づいた債権のことです。

任意売却：任意売却とは債務者と債権者の間に仲介者が入り、不動産を競売にかけずに、債務者・債権者・不動産の購入者の3者が合意した価格で売却を成立させる取引です。

競売：競売(担保不動産競売)は、抵当権に基づき裁判所を通じて売却する方法です。

4【関係会社の状況】

連結子会社7社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社全国ビジネスパートナー	東京都江東区	9	事務受託事業	100	事務の委託 役員の兼任あり
あけぼの債権回収株式会社	東京都中央区	516	債権管理回収業	100	回収業務の委託 役員の兼任あり
みのり信用保証株式会社	東京都中央区	495	信用保証事業	100	役員の兼任あり
筑波信用保証株式会社	茨城県つくば市	91	信用保証事業	100	役員の兼任あり
ちば興銀カードサービス株式会社	千葉県千葉市中央区	100	信用保証事業、 クレジットカード 事業	100	役員の兼任あり
三重総合信用株式会社	三重県松阪市	40	信用保証事業	100	役員の兼任あり
東北保証サービス株式会社	岩手県盛岡市	30	信用保証事業	100	役員の兼任あり

(注) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	369〔151〕
---------	----------

- (注) 1. 従業員数算定にあたっての従業員とは、執行役員2名を含む正社員を指し、当社グループへの出向者8名を含む就業人員数であります。
2. 契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当社グループは「信用保証事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
305〔89〕	38.5	10.8	8,094

- (注) 1. 従業員数算定にあたっての従業員とは、執行役員2名を含む正社員を指し、社外への出向者21名を除く就業人員数であります。
2. 契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算し、育児・介護休業等の休職・休業期間は通算しておりません。
4. 平均年間給与は、第45期事業年度(2024年4月1日～2025年3月31日)において、各月の対象となる従業員に支給した給与・基準外賃金の平均支給額ならびに各賞与の平均支給額を加算したものを記載しております。
5. 当社は「信用保証事業」の単一セグメントであるため、セグメント別従業員の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	うち 正規雇用労働者	うち パート・有期労働者
2.8	92.9	62.2	64.0	78.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

連結子会社につきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の規定による公表しておりませんので、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境および対処すべき課題等は、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および持続的な発展・成長を目指しております。

(2) 当社グループが対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、当面は安定した雇用環境や、政府の住宅取得支援策に支えられ、住宅市場および住宅ローン市場は底堅く推移することが見込まれるものの、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、2023年度から2025年度の3事業年度を計画期間とする中期経営計画「Next Phase～成長と価値創造～」を策定しており、更なる成長と価値創造を実現する「住宅ローンプラットフォーム」を目指すことをビジョンとして掲げております。本計画の達成が、当社グループの企業価値向上につながるものと認識しており、以下の課題に取り組んでまいります。

[基幹事業の拡大]

住宅ローンプラットフォームを構築するためには、基幹事業である住宅ローン信用保証事業の拡大による、盤石な事業基盤の確立が必要と認識しております。国内の民間金融機関による住宅ローンは、新規貸出額が年間約20兆円、既存貸出残高が約200兆円という巨大な市場規模であり、市場におけるシェア拡大により成長を目指してまいります。

新規貸出市場におけるシェア拡大（オーガニック成長）につきましては、現場および本部間の連携強化を図り、当社グループの強みである営業力および提案力の更なる向上に取り組むほか、商品およびサービスの開発・提供による新たな需要の発掘に取り組んでまいります。そのほか、2025年度より導入した営業拠点の東西エリア制度を活用し、地域分析や需要の探索などを強化することで、提携金融機関との更なる関係構築を図ってまいります。

既存貸出市場におけるシェア拡大（インオーガニック成長）につきましては、同業他社のM&AならびにABL貸付等による保証債務残高の積み上げに取り組んでまいります。金融機関側のニーズに応えるべく、独自のノウハウを活用し、本取り組みを進めてまいります。

[周辺事業への進出]

基幹事業である住宅ローン信用保証事業を中心に、周辺事業への進出を図り住宅ローンプラットフォームを構築することで、更なる成長と価値創造を実現してまいります。具体的には、不動産検索サイトや不動産会社など、様々な業態から保証案件や新たな収益を獲得できるスキームの拡大や、グループ会社を活用した、金融機関からの債権管理回収業務の受託による収益源拡大に取り組んでまいります。そのほか、シナジーを見込める他業種会社へのM&Aや、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じた出資および協業を進めてまいります。

[資本活用の効率化]

各種施策の実現のためには、資本の効率性を高めることが必要と認識しており、積極的な成長投資および株主還元に取り組んでまいります。資本活用につきましては、基幹事業の拡大や周辺事業への進出に向けた成長投資を優先し、株主還元につきましては、継続的かつ安定的な配当に加えて、機動的な自社株買いを実施してまいります。

[ESG諸課題の解決]

持続的な成長の実現に向けて、信用保証事業を通じて社会課題の解決に貢献すべく、「全国保証SDGs宣言」に基づき、重要課題の解決に取り組んでまいります。具体的には、従業員一人ひとりの力を最大限に引き出せるように、役員との対話による会社ビジョンの共有を行うほか、従業員満足度調査およびエンゲージメントサーベイで抽出した課題の解決や職場環境の整備に取り組んでまいります。そのほか、コーポレートガバナンスの充実および地方自治体と連携した空き家問題の解決などに取り組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標

住宅ローン保証事業を持続的に拡大していくことが企業価値向上につながると捉えており、2026年3月期においては保証債務残高21兆円を目標値としております。また、収益力の強化、適正な資本配分および株主還元の充実を通じてROEの向上を図り、2026年3月期においては14%を目標値としております。

保証債務残高およびROEの目標値

保証債務残高 21兆円

ROE 14%

2026年3月期の業績見通し

(単位：百万円)

	2025年3月期 実績	2026年3月期 計画	増減額	増減率
営業収益	56,972	59,200	2,227	3.9%
営業利益	41,974	41,600	374	0.9%
経常利益	44,518	45,100	581	1.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	32,089	31,200	889	2.8%
1株当たり当期純利益	236.54円	231.11円	5.43円	2.3%

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2025年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組みは、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

近年、様々な社会的問題の発生や価値観の多様化などにより、ESGを重視した中長期的な経済価値と社会価値の双方を追求するサステナビリティ経営が求められております。

当社グループは、住宅ローン保証事業という持続的な存在が求められる事業を展開しており、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、すべてのステークホルダーの視点に立った経営に取り組んでおります。事業の成長とともに顧客、取引先、従業員、株主のほか、環境や社会との関わりも広がり、当社グループの持続的な成長が、地域社会の発展につながるものと捉えております。サステナビリティに関する取組みについては、推進部署である経営企画部が経営会議・取締役会に報告し、指示・監督を受けております。

当社グループは、2023年3月に中期経営計画を策定し、グループの持続的成長に向け、基幹事業の拡大、周辺事業への進出、資本活用政策の実施、ESG諸課題の解決への取り組みを掲げております。中でもESG諸課題の解決への取り組みとして、人的資本への投資・気候変動への取り組み・コーポレートガバナンスの充実などを具体的施策として設定しております。

(2) 気候変動に対する取組み（TCFD提言に沿った気候変動関連の情報開示）

ガバナンス

当社グループは、地域社会の発展に貢献する企業として、地球環境保全の重要性を認識し、環境と共生するビジネススタイルを推進しております。気候変動への対策を経営戦略上の重要な課題として捉え、信用保証事業を通じて環境課題の解決に取り組み、持続可能な未来の実現を目指しています。

サステナビリティ推進部署である経営企画部は、気候変動に伴うリスクと機会の評価および管理や課題解決に向けた対応状況について、経営会議・リスク管理委員会に報告し協議することとしております。これらの内容について、経営会議において審議を行い、原則年1回もしくはその他必要に応じて取締役会に報告します。取締役会は、報告を受け、気候変動対策に関する施策の対応状況について監督・指示を行います。

戦略

当社グループは、地域社会の発展に貢献する企業として、環境保全への取り組みを重要な経営課題と位置づけ、信用保証事業を通じて環境課題の解決に取り組み、持続可能な未来の実現を目指しております。事業活動に関連性が高いと想定される気候変動に伴うリスクおよび機会を洗い出し、定性的に評価・分析を行い、以下の通り特定しております。

特定したリスクと機会

	影響の内容
物理的リスク	洪水等の災害発生により、担保物件が毀損。また、災害発生が保証委託者の家計収支悪化に波及することにより、与信関連費用が増大する可能性がある。
物理的リスク	風水害の激甚化により、営業店および従業員が被災し、復旧費用や営業停止による損害が発生する可能性がある。
機会	気候変動により、不動産価格が下落すると、金融機関は担保物件からの回収不能リスクの外部移転を図るため、保証利用が増加する可能性がある。

物理的リスクは、当社の住宅ローン保証先を対象に、IPCCのRCP8.5シナリオ等を踏まえ、大規模な洪水発生時の保証委託者の担保不動産価値および返済能力への影響を推計し、与信関連費用の増加に関するシナリオ分析を実施しました。

物理的リスクに関するシナリオ分析

想定災害	大規模な洪水の発生
採用シナリオ	IPCC報告書におけるRCP8.5(4シナリオ)
時間軸	2050年
分析対象	住宅ローンの保証先の担保物件
分析方法	担保物件所在地とハザードマップを重ね合わせ、大規模洪水が発生した場合、保証委託者の担保不動産価値および返済能力への影響を推計し、与信関連費用の増加額を算出
分析結果	2050年までの与信関連費用増加額は最大110億円程度

リスク管理

当社では、内部統制システムの基本方針に基づきリスク管理規程を定め、当社グループの業務に内在する様々なリスクを類型化し適切な管理に努め、リスクが顕在化した場合において、生じる損失が一定の範囲内になるよう管理しております。リスク管理統括部署であるコンプライアンス・リスク統括部がリスク管理に関する事項の一元的な管理および対策の検討を行い、取締役会により設置されたリスク管理委員会において、各種リスクの発生状況および管理状況、リスク管理体制の整備状況等について検証するとともに各リスクの管理部署へ対策を指示しております。

気候変動リスクも経営に重要な影響を与えると認識しており、コンプライアンス・リスク統括部がリスク管理委員会と連携し、気候変動リスクを統合的リスク管理の枠組みの中で一元的に管理する体制の構築に取り組んでおります。

指標及び目標

当社は、脱炭素社会の実現に向け温室効果ガス排出量について、2030年までに2013年度比50%削減、2050年までに実質ゼロとすることを目標に定めております。営業車両の電気自動車への切り替えや、事務所の使用電力を電力会社が提供する再生可能エネルギーなどに切り替える方法などにより削減目標の達成を目指してまいります。

温室効果ガス排出量

(単位：t-CO2)

	2013年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
直接排出 (Scope 1)	86.70	45.37	46.21	42.99	39.89
間接排出 (Scope 2)	173.32	128.13	118.95	124.21	120.22
合計	260.02	173.50	165.16	167.21	160.11

(3) 人的資本への投資

人材の育成に関する基本的な考え方

当社グループは、経営方針において、幅広い知識を持ち合わせ多様化する業務や時代の変化に柔軟かつスピーディーに対応できる人材を育成するとともに、従業員一人ひとりの力が最大限活かされる魅力的で働き甲斐のある職場環境を実現することを定めております。

人材育成・職場環境整備に関する主な取り組み

a)サクセッションプラン（経営人材の育成）

当社グループの経営者層に求められる人物像について、全国保証の経営理念（フィロソフィー）を理解・実践していること、全国保証の企業文化（コア・バリュー）を持っていること、全国保証グループの将来ビジョン（経営戦略構想）を描いていることと定めております。候補者の選抜プロセスとして、マネージャークラス以上の階層を対象に、「戦略的な配置・課題遂行（OJT）」、「研修（Off-JT）」、「アセスメント」を組み合わせた育成を行い、最終的な後継候補者を絞り込みます。最終的な選抜にあたっては、恣意性が働かないよう客観性・透明性を確保するため、評定・育成会議を通じて選抜したのち、指名・報酬委員会にて経営者層としての妥当性を検証します。

b)研修制度（従業員全体の育成）

当社グループの研修制度は、階層別、業務別、育成風土の醸成、自己啓発の4種に大別されます。

階層別研修については、職員全体の能力を底上げすることを目的に、社内集合研修、外部セミナーおよびeラーニングなどを活用し、能力開発の機会を従業員に提供しております。

業務別研修においては、当社グループの主力業務である営業、審査および債権管理の各業務にかかる業務知識・能力の底上げを図るべくテーマ別を実施しております。

育成風土の醸成については、OJTを通じた教育を行い、評価者と被評価者が面談によるコミュニケーションを通じて課題の洗い出しならびに目標を設定するというサイクルを繰り返すことにより、若い世代間においても人材を育成する風土の醸成に努めております。

自己啓発につきましては、業務に直結する幅広い知識の習得や資格の取得を支援しており、雇用形態を問わず全従業員を対象に通信講座の受講料や受験料の補助を行っております。また、業務を行う上で有用な資格を取得した従業員には表彰を行いモチベーション向上を図ることで、資格取得等を促しております。

c)女性活躍の推進

当社グループでは、女性活躍推進に取り組んでおり、職員の仕事と子育ての両立を支援するとともに職員全員が働きやすい職場環境を実現するため、子供の出生・育児に関する休暇や休業等を取得しやすい環境づくり、所定外労働時間の削減、仕事と家庭の両立支援に取り組んでおります。2027年3月末までの具体的な取り組み目標は以下の通りです。

指標	目標	2025年3月期実績
管理職となる職階に占める女性割合	2027年3月末までに5.0%以上	2.8%
管理職候補者となる職階に占める女性割合	2027年3月末までに10.0%以上	9.4%
育児休業取得率	2027年3月末までに 男性60.0%以上、女性100.0%	男性92.9% 女性100.0%
有給休暇取得日数	2027年3月末までに 年間8.0日以上かつ年間付与日数の50.0%以上	年間13.1日

d)多様な働き方の推進

当社グループは、仕事において個々の能力を最大限発揮するにはワークライフバランスが重要であると考えており、働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。育児・介護を目的とした短時間勤務の拡充、フレックスな勤務体系の選択など、個々の状況に応じた勤務体系が選択できるよう取り組んでおります。

e) 従業員満足度の向上

当社グループは、働き甲斐のある職場環境の実現に取り組んでおり、従業員満足度調査およびエンゲージメントサーベイを年1回実施しております。また、人事担当部署による面談を行うことにより、従業員の現況およびキャリアビジョンの把握に努めております。

f) 人権尊重・ハラスメントについて

当社グループは、人権の尊重が全国保証グループの社会的責任であることを認識し、事業活動全体において人権を尊重する責任を果たすべく、2023年5月に全国保証人権方針を策定しております。ハラスメントについては、行動規範、コンプライアンスマニュアル、ハラスメント防止方針においても禁止を明記しており、多様な価値観を尊重し合える職場環境づくりに取り組んでおります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 信用リスク

代位弁済について

当社グループは、事業内容の特徴上、保証委託者の債務不履行が発生した際に金融機関等に対して代位弁済を行います。代位弁済の発生を防ぐために厳格な審査および延滞管理を行っております。

審査につきましては、厳格な審査基準に基づき、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者および審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。

また、信用リスクの高い案件については、審査部において審査および決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷いております。

延滞管理につきましては、延滞初期段階から金融機関と協調して債権管理業務に取り組み、代位弁済の発生低下に努めております。保証委託者の状況を早期に把握し、案件毎に対応方針を策定したうえで、延滞解消に向けた助言を行っております。

しかし、国内外の著しい経済環境の悪化や金利上昇などが、保証委託者のローン返済に影響を及ぼし、代位弁済が増加する可能性があります。その結果、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

債務保証損失引当金および貸倒引当金について

当社グループでは、自己査定および償却・引当に関する規程に基づき、代位弁済前の保証債務について債務保証損失引当金、代位弁済後の求償債権について貸倒引当金を計上しております。これは、保証委託者の状況、保全状況および過去の一定期間における貸倒実績率ならびに回収可能性を考慮した回収不能見込額を算定した予想損失額に対して計上しておりますが、実際の貸倒れが予想損失額を見積った前提を上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関連費用が増加する可能性があり、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

(2) 市場関連リスク

金利変動に関するリスク

当社グループでは、保証の引き受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するため、債券ポートフォリオを構築する際に、各年限がほぼ均等な割合になるよう、ラダー型ポートフォリオの形成を目指しつつ、市場環境に応じながら保証委託者に対して負う当社グループの保証債務のデュレーション(残存期間)とのバランスを考慮しております。

金利の上昇局面では、資産運用利回りの上昇により当社グループの資産運用ポートフォリオの収益力が向上する一方、債券の現在価値が下落し、当社グループの純資産にマイナスの影響を与える可能性があります。

金利の低下局面では、より低い金利水準を求めて期限前償還または繰上返済される債券ならびに満期を迎えて償還される資産を再投資した際の運用利回りは従前より低くなるため、平均運用利回りは低下いたします。保証料は保証開始時に一括で受領する方法と毎月の保証債務残高に応じて受領する方法がありますが、一括して受領した場合、運用利回りが低下することで、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

信用に関するリスク

当社グループは、債券を含む有価証券や定期預金等の金融商品を保有しております。

信用格付の引下げによる債券価格の下落、債券の債務不履行(デフォルト)、運用先の金融機関の破綻等が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

為替変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、為替市場の動向によって価格が下落する可能性のある有価証券が含まれております。価格の下落により、保有有価証券の評価損益の悪化、減損処理等による損失発生可能性があります。その結果、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

株価変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損または評価損が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

(3) オペレーショナルリスク

システムリスク

当社グループの保証業務の多くの部分がシステム化していることから、コンピューターシステムの機器障害・回線障害ならびに誤作動等により、正常な業務運営が妨げられることがないようにシステム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。しかしながら、ソフトウェアの不具合や外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、社会的信用に悪影響を及ぼし、当社グループの事業運営や業績および財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

事務リスク

当社グループでは、不正確な事務処理あるいは事故および不正等による業務品質の低下を防止するために、各種規程や業務マニュアルに基づいた事務処理を徹底しております。また、各種業務をシステム化することにより、人為的ミスの少ない効率的な事務処理体制の構築を進めております。しかしながら、不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があり、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

情報リスク

当社グループでは、情報セキュリティにかかる規程・細則および情報セキュリティ管理体制の整備や役職員に対する教育の徹底によって、機密情報や個人情報の漏洩の対策を講じておりますが、外部からのサイバー攻撃等による不正アクセスや役職員および業務委託先による人為的なミスや事故等により機密情報や個人情報が外部へ漏洩した場合、当社グループの信用が失墜し、業績および財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

法務・コンプライアンスに係るリスク

当社グループは、業務を遂行するうえで様々な法令等の適用を受けており、その遵守に努めておりますが、これらの法令等の遵守ができなかった場合には、社会的信用に悪影響を及ぼし、業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは、新たな法令が施行される可能性があり、その内容によっては、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

規制・制度変更に伴うリスク

当社グループでは、現時点での法令、規則、政策および会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来における規制および引当金の計上基準を含めた会計基準の変更といった各種制度の変更等により、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

(4) 流動性リスク

当社グループは、今後予想される代位弁済や保証委託契約の対象となるローンの繰上完済に伴う未経過保証料の返戻に対応するために十分な流動性を維持できるよう、保証債務および求償債権の管理と資産運用ポートフォリオの構築をしております。急激な景気後退等により代位弁済が急増した場合には、流動資産が減少し、その他の資産を不利な条件で解約や処分することを強いられる可能性があります。

また、当社は格付機関より信用格付を取得しております。その信用格付が引き下げられた場合、ローンの金利負担が増加する可能性があり、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

(5) 経営戦略リスク

当社グループでは、経営戦略や計画を策定し、施策の実施、取り組みを行っておりますが、様々な要因によりこれらの戦略が当初予定されていたほど将来性がない、または、収益性が損なわれるなど、期待された効果を発揮しない可能性があります。その結果、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

(6) その他リスク

景気、金利および住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社グループは、主に保証委託者が金融機関等からの借入に対して連帯保証をすることを中核とした「信用保証事業」を行っているため、保証委託希望者の心理動向、市場金利の動向、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、日本国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。

そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅ローン市場の縮小等により、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する仮定を含む様々な見積りに基づいているため、実際の結果が大きく異なる可能性があります。将来的な会計基準の変更により、当社グループが計上できる繰延税金資産の金額に制限が設けられる場合や、将来の課税所得見通しに基づき当社グループが繰延税金資産の一部を回収できないとの結論に至った場合には、繰延税金資産が減額される可能性があります。その結果、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

災害・感染症リスク

当社グループは、全国に事業を展開しておりますが、本社、営業拠点、子会社を東京都に有しており、万が一、東京都を含む広域の災害が発生した場合、あるいは東京都を中心とする局地的な災害等が発生した場合は、当社グループ役職員、事業所およびその他設備に甚大な被害が及ぶ可能性があります。

また、大規模かつ広範囲な災害や感染症等の流行を原因として多くの建物への被害や死者が出た場合には、当社グループの事業運営や業績および財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

風評リスク

風評リスクは各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、当社グループに否定的な内容の報道、インターネット上の掲示板への書き込み等がなされ、拡散した場合にお客様や市場関係者間の評判の悪化や風説の流布等で信用が低下することにより、当社グループの業績や財務状況に不利な影響が及ぶ可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や、個人消費および企業収益に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続きました。一方、先行きにつきましては、不安定な国際情勢を背景とした海外景気の下振れリスクから、依然として不透明な状況が続いております。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策が継続したものの、資材価格および人件費高騰による住宅価格の上昇や、住宅ローン金利の引き上げが消費者の購入意欲の低下につながり、新設住宅着工戸数が弱含みで推移しました。一方で、中古住宅の取引件数は、前年を上回る水準で推移しました。住宅ローン市場につきましては、住宅価格上昇の影響などによる借入金額の増加もあり、底堅い動きとなりました。

このような事業環境のもと、当社グループは中期経営計画「Next Phase～成長と価値創造～」の基本方針である「基幹事業の拡大」、「周辺事業への進出」ならびに「企業価値の向上」に基づき各種施策に取り組んでまいりました。

基幹事業の拡大におきましては、新規住宅ローン市場での保証事業拡大（オーガニック成長）および既存住宅ローン市場からの保証債務残高獲得（インオーガニック成長）に取り組みました。新規住宅ローン市場での保証事業拡大（オーガニック成長）につきましては、子育て世代をターゲットとしたキャンペーンを実施し商品競争力の向上を図りました。また、金融機関の業務効率化を支援するシステムの提供など、他社との差別化を進め案件獲得につなげたほか、未提携金融機関との新規契約締結につきましては、当連結会計年度において、インターネット銀行1行、第一地方銀行1行、JA3組合の合計5機関と契約締結に至りました。既存住宅ローン市場からの保証債務残高獲得（インオーガニック成長）につきましては、他保証会社3社のM&Aなどにより、保証債務残高を積み上げました。

周辺事業への進出におきましては、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を通じて、住生活に関する分野でシナジー効果が期待できるスタートアップ企業4社に出資を行い、新たな価値創造に向けた取り組みを進めたほか、グループ会社を活用した保証領域拡大ならびに債権管理回収分野の収益源拡大を図りました。

企業価値の向上におきましては、成長投資など資本政策の着実な実行に取り組みました。また、サクセッションプランの運用など人的資本への投資を実施したほか、地方自治体および金融機関と連携した空き家対策の実施など重要課題解決に向けた取り組みを進めました。

こうした取り組みの結果、営業収益は56,972百万円（前期比10.3%増）となりました。利益につきましては、営業利益は41,974百万円（前期比7.3%増）、経常利益は44,518百万円（前期比7.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は32,089百万円（前期比11.4%増）となりました。

当社グループは「信用保証事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

財政状態の状況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて5.5%増加し、492,398百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて7.2%増加し、160,396百万円となりました。これは現金及び預金が増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて4.7%増加し、332,001百万円となりました。これは投資有価証券、長期預金が増加したことなどによります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて5.0%増加し、253,719百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて13.2%増加し、39,498百万円となりました。これは債務保証損失引当金、前受収益が増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて3.7%増加し、214,221百万円となりました。これは長期前受収益が増加したことなどによります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて6.0%増加し、238,678百万円となりました。これは利益剰余金が増加したことなどによります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ14,737百万円増加し、92,384百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は33,423百万円（前年同期は31,304百万円の資金増加）となりました。主な増加要因は税金等調整前当期純利益45,753百万円等であります。一方、主な減少要因は法人税等の支払額13,416百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、増加した資金は625百万円（前年同期は55,996百万円の資金減少）となりました。主な増加要因は定期預金の払戻による収入58,600百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入15,389百万円等であります。一方、主な減少要因は定期預金の預入による支出50,600百万円、投資有価証券の取得による支出34,180百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は19,311百万円（前年同期は10,319百万円の資金減少）となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出30,000百万円、配当金の支払額11,707百万円等であります。一方、主な増加要因は長期借入れによる収入29,400百万円であります。

生産、受注および販売の状況

a) 生産実績

該当事項はありません。

b) 受注状況

該当事項はありません。

c) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次の通りであります。

セグメント名	金額(百万円)	前期比(%)
信用保証事業	56,972	10.3

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、資産・負債の残高および収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積り等は、過去の実績や現在の状況ならびに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積り等を採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積り等と異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。重要な会計上の見積りおよび仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

財政状態および経営成績の状況に関する認識および分析・検討内容

財政状態および経営成績の状況につきましては、「4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況、財政状態の状況」に記載の通りです。各種指標については以下の通りです。

a) 受付件数、実行件数および新規保証実行金額

民間金融機関住宅ローン保証における受付件数、実行件数および新規保証実行金額につきましては、大手地方銀行をはじめとした銀行業態による利用が増加し前期を上回りました。

民間金融機関住宅ローン保証における受付件数、実行件数および新規保証実行金額の推移

(単位：件、百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
受付件数	292,807	314,590	327,888
実行件数	54,563	56,446	56,751
新規保証実行金額	1,573,082	1,716,451	1,788,956

b) 保証債務残高

保証債務残高は、民間金融機関保証における住宅ローン保証が堅調に推移していることから、増加を続けております。

イ. 保証債務残高の推移

(単位：百万円)

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
当社グループ合計	16,156,086	17,688,870	19,459,182
当社	15,835,168	17,362,593	18,317,755
民間金融機関	15,586,752	16,316,739	17,051,866
住宅ローン	15,516,164	16,243,053	16,972,170
カードローン	1,928	2,250	2,495
教育ローン	21	12	7
その他	68,638	71,423	77,193
公的機関等	37,234	30,574	24,739
RMBS・ABL貸付	211,181	775,251	957,683
損失補填	-	240,028	283,465
子会社	320,917	326,277	1,141,427

(注) 損失補填とは、当社と金融機関との間で締結した損失補填契約のことを言います。当社は、証券化された住宅ローンの劣後受益権から発生しうる損失を補填する役割を担っており、その対価として補填料を受領しております。

ロ．当社民間金融機関住宅ローン保証における業態別保証債務残高の推移

(単位：百万円)

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
民間金融機関	15,516,164	16,243,053	16,972,170
銀行	8,035,725	8,760,204	9,512,711
信用金庫	5,928,295	5,871,689	5,778,485
信用組合	491,871	503,244	521,743
J A	1,032,267	1,077,654	1,122,315
J F・労働金庫・その他	27,702	30,001	36,689
未提携	301	259	225

- (注) 1．J Aとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 2．J Fとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。
 3．未提携とは、合併や破綻した金融機関が保有していた当社保証付きの住宅ローン債権を引き継ぎ、当社と保証契約が未締結の金融機関を指します。

c) 提携金融機関数

当社グループは外部の保証機関を求める金融機関等のニーズに応え、保証シェアの拡大を図るべく未提携金融機関へ新規契約締結に向けたアプローチを継続しております。

金融機関業態別提携金融機関数の推移

(単位：機関)

	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
銀行	95	96	96
信用金庫	243	243	243
信用組合	100	99	99
J A	265	262	256
J F・労働金庫・その他	19	19	18
合計	722	719	712

- (注) 1．当社単体の数値を記載しております。
 2．J Aとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 3．J Fとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。
 4．各事業年度末時点の提携金融機関数を集計しております。
 5．提携金融機関数が減少した理由は、金融機関の合併によるものです。

d) 延滞金額

先行き不透明な経済環境が続くなか、延滞初期段階から金融機関と協調し返済正常化を目的とした相談・助言を行い、保証委託者の実態について早期把握に努めたことから、保証債務残高に対する延滞金額の割合は低位で推移しております。

延滞金額の推移

(単位：百万円)

	2023年3月末 (金額：2022年9月末時点)	2024年3月末 (金額：2023年9月末時点)	2025年3月末 (金額：2024年9月末時点)
延滞金額	22,494	29,033	33,183

- (注) 延滞金額につきましては、延滞期間が3ヶ月以上の保証引受金額を集計しています。

e) 代位弁済金額および求償債権回収金額

イ. 代位弁済金額

延滞初期段階から保証委託者の現状と将来の返済能力を早期に把握し、延滞長期化の防止および返済正常化に取り組んでいることから、保証債務残高に対する代位弁済金額の割合は低位で推移しております。

代位弁済金額の推移

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
代位弁済金額	10,778	12,256	14,496

ロ. 求償債権回収金額

当社グループが代位弁済後において取得する求償債権につきましては、その殆どに不動産担保が設定されております。回収期間の短縮化と回収金額の最大化を図るという基本方針に基づき、保証委託者の実態に応じた物件売却(任意売却・競売)を実施し、迅速かつ最大限の回収に努めております。

求償債権回収金額の推移

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
求償債権回収金額	7,103	8,300	9,685

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況につきましては、「4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要」 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

資本の財源および資金の流動性につきましては、以下の通りです。

当社グループにおける運転資金の需要は、代位弁済金の支払ならびに販売費および一般管理費等の営業費用の支払となります。当社のビジネスモデルにおいては、保証引受の役務と同時に対価である保証料を収受することが多く、必要資金の流動性および源泉の安定的確保が可能であることから、運転資金については自己資金にて対応することとしております。

経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、当面は安定した雇用環境や、政府の住宅取得支援策に支えられ、住宅市場および住宅ローン市場は底堅く推移することが見込まれるものの、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループは、2023年度から2025年度の3事業年度を計画期間とする中期経営計画「Next Phase～成長と価値創造～」を策定しており、更なる成長と価値創造を実現する「住宅ローンプラットフォーム」を目指すことをビジョンとして掲げております。本計画の達成が、当社グループの企業価値向上につながるものと認識しており、各種施策に取り組んでまいります。

なお、2026年3月期の業績見通しについては、「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(3) 目標とする経営指標」に記載の通りです。

5【重要な契約等】

(1) シンジケートローン契約

当社は、資本活用および財務基盤維持を目的として、劣後特約付シンジケートローン契約を締結し資金調達を行いました。なお、既存の劣後特約付シンジケートローンは、本資金調達により弁済を行い、契約を終了しました。

締結した契約の内容は以下の通りであります。

借入金額 30,000百万円
契約締結日 2025年2月5日
実行日 2025年3月31日

(2) 株式譲渡契約

当社は、3社について株式譲渡契約を締結し、全株式を取得することによって連結子会社といたしました。契約に関する内容等は、以下の通りであります。

会社名	取得株式数	出資比率	契約締結日	取得年月日
ちば興銀カードサービス株式会社	276,192株	100%	2024年6月14日	2024年7月1日
三重総合信用株式会社	80,000株	100%	2024年12月25日	2025年2月28日
東北保証サービス株式会社	600株	100%	2025年1月31日	2025年2月28日

6【研究開発活動】

金額が僅少のため、記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は774百万円であり、主に当社の基幹システムの開発によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

また、当社グループの報告セグメントは「信用保証事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。

なお、当社グループの報告セグメントは「信用保証事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		建物 及び 構築物	ソフトウェア 及び ソフトウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設	80	2,605	322	3,008	93
本店 (東京都千代田区)	営業施設	11	0	17	29	65
札幌支店 他10ヶ所	営業施設	95	2	61	158	147

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具、及び工具、器具及び備品の合計であります。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

(注) 2024年11月5日開催の取締役会決議により、2025年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は160,000,000株増加し、320,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月16日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	68,871,790	137,743,580	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であります。 単元株式数は100株であります。
計	68,871,790	137,743,580		

(注) 当社は、2024年11月5日開催の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は68,871,790株増加し、137,743,580株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年6月18日 (注)1	10,810	68,871,790	18	10,703	18	637

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2025年4月1日付株式分割に伴い、発行済株式総数は68,871,790株増加し、137,743,580株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		48	23	419	256	259	73,679	74,684	
所有株式数(単元)		363,999	23,389	6,561	169,658	346	121,551	685,504	321,390
所有株式数の割合(%)		53.10	3.41	0.96	24.75	0.05	17.73	100.00	

(注) 自己株式1,218,229株は、「個人その他」に12,182単元、「単元未満株式の状況」に29株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	7,076,800	10.48
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	6,200,000	9.18
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	6,200,000	9.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,606,000	8.30
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	4,271,000	6.32
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	1,485,494	2.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,456,867	2.15
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,117,400	1.65
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,074,800	1.59
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	823,600	1.22
計		35,311,961	52.31

- (注) 1. 所有株式数の割合は、自己株式1,218,229株、株式給付信託(J-E S O P)信託口が保有する43,750株および役員向け株式交付信託が保有する109,400株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、2,759,600株は投資信託設定分、198,600株は年金信託設定分、3,973,300株は管理有価証券設定分です。
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、3,353,500株は投資信託設定分、249,000株は年金信託設定分、1,948,700株は管理有価証券設定分です。
4. 野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式823,600株は、全て投資信託設定分です。

5 . 2024年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) 他共同保有者1名が2024年4月15日現在で3,655,636株を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次の通りであります。

当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	株券等 保有割合 (%)
FMR LLC	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245	3,655,507.33	5.31
National Financial Services LLC	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、シーポート・ブルバード 200	128.67	0.00
計		3,655,636	5.31

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,218,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,332,200	673,322	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 321,390		
発行済株式総数	68,871,790		
総株主の議決権		673,322	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式43,700株(議決権の数437個)および役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式109,400株(議決権の数1,094個)を含めております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式29株、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式50株を含めております。
3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しています。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 全国保証株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	1,218,200		1,218,200	1.77
計		1,218,200		1,218,200	1.77

- (注) 1. 株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式43,700株および役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式109,400株は、上記自己株式に含めておりません。
2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しています。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員に対する株式給付信託制度

当社は、2014年5月19日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

a) 制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の導入により、従業員等の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

b) 従業員に取得させる予定の株式の総数

2014年8月6日付で270百万円を拠出し、すでに株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が100,700株を取得しております。

なお、2025年3月31日現在における株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の保有株式数は43,750株であります。

c) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会決議に基づき、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、業務執行取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度を導入しております。

a) 制度の概要

当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度であり、中期経営計画の期間（以下、「対象期間」という。）を対象としております。対象期間に在任する当社取締役に対して、取締役会で定める株式交付規程に従い、役位および対象期間における業績指標計画値（保証債務残高等）の達成度等に応じ変動幅0～120%の範囲で報酬額を決定し、ポイントが付与されます。1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株。ただし、当社株式について、株式分割等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率等に応じて調整される）となっております。なお、2025年4月1日付の当社株式分割（当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割）に伴い、1ポイントは当社株式2株となっております。

b) 業務執行取締役に取得させる予定の株式の総数

2021年8月23日付で470百万円を拠出（株式報酬型ストック・オプション制度からの移行分を含む。）し、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が84,000株を取得しております。また、2023年8月16日付に追加で110百万円を拠出し、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が25,400株を取得しております。

なお、2025年3月31日現在における株式会社日本カストディ銀行（信託口）の保有株式数は109,400株であります。

c) 当該業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役を退任した者のうち株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2024年5月9日)での決議状況 (取得期間2024年5月10日～2024年9月30日)	1,750,000	7,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,217,500	6,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	532,500	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	30.4	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	30.4	0.0

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っていますが、上記の当事業年度における取得自己株式数は当該株式分割前の数値で記載しています。

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年5月8日)での決議状況 (取得期間2025年5月9日～2025年9月30日)	3,500,000	7,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,500,000	7,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	436,600	1,384
提出日現在の未行使割合(%)	87.5	80.2

(注) 1. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記の当事業年度及び当機関における取得自己株式数は当該株式分割後の数値で記載しています。

2. 当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得は含めておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	116	0
当期間における取得自己株式	146	0

(注) 当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	1,218,229		2,873,204	

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しており、当事業年度については株式分割前の株式数を、当期間については株式分割後の株式数を記載しております。
2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得、単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
3. 上記には、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度43,750株、当期間87,500株)および役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当事業年度109,400株、当期間218,800株)を含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして捉えており、強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針のもと、第45期事業年度に属する剰余金の配当につきましては、1株当たり212円と予定しております。

なお、剰余金の配当について、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当につきましては取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が第45期事業年度に属する剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年6月20日 定時株主総会決議(予定)	14,342	212

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、[お客様の夢と幸せの実現]をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、住宅ローンの信用保証会社として公共的使命と社会的責任を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）からの負託に応えることとしております。このため、意思決定の透明性・公正性の確保と中長期的な企業価値向上を実現することを目的に、「コーポレートガバナンス・コードの各原則」の主旨を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、業務に精通した取締役による職務執行を監査役が監査する監査役設置会社形態を採用しております。併せて、経営全般の助言、業務執行に対する牽制の観点から3名の社外取締役を任用し、経営監督機能を強化しております。

また、当社の監査役は、全4名中3名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役職務補助者を任命し、さらに内部監査部門や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っております。監査役は取締役会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに原則毎月1回およびその他必要に応じて監査役会を開催し、経営執行部から業務執行状況を聴取する等、適正な監査を行っております。

提出日現在において、会社の機関等の概要は以下の通りです。なお、当社は2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役9名選任の件」を上程いたしますが、当該議案が原案どおり可決された後も機関等の概要に変更はございません。

a) 取締役会

当社の取締役会は、9名の取締役（うち、社外取締役3名）にて構成され、業務執行に関する基本方針・重要事項について決議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。

取締役会は、法定事項、定款委任事項および株主総会決議委任事項について判断決定しております。また、経営会議または専門委員会に、取締役会の決議事項の一部について決議を委嘱することができるものとし、代表取締役および業務を執行する担当取締役には、意思決定業務についての決裁権限を付与しております。業務執行の監査として監査役も出席しております。議長は代表取締役社長が務めております。

役員構成につきましては、当社の業務に精通した業務執行取締役、金融分野における経験および知識が豊富であり、公正な決議、経営全般に適切な助言を与えられる独立性の高い社外取締役を選任し、多様で豊富な知見を有する取締役で構成しております。

b) 監査役会

監査役会は、4名の監査役（うち、社外監査役3名）にて構成されており、そのうち1名は常勤監査役であります。各監査役は役割分担のもと、監査計画に従い、取締役の職務執行について厳正な監査を行っており、原則毎月1回開催しております。議長は常勤監査役が務めております。

常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会や経営会議など重要な会議へ出席し、必要に応じて社内部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別案件に関して取締役の職務執行を監査しております。

c) 経営会議

取締役会決議事項を含む経営上の重要事項に関わる協議、取締役会から委嘱された事項の決議を行う機関として、経営会議を原則毎週1回およびその他必要に応じて開催し、迅速な業務運営に努めております。経営会議は、常勤取締役、常勤監査役および執行役員にて構成されております。議長は代表取締役社長が務めております。

d) 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等の決定に関する手続き、監査役の指名に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問に対し助言・提言を行っております。指名・報酬委員会は、取締役3名(うち、独立社外取締役2名)にて構成されております。委員長は独立社外取締役(上條正仁氏)が務めております。当事業年度において当社は指名・報酬委員会を合計3回開催しており、サクセッションプランの運用、取締役報酬額等および評価制度の改定などにつき協議・検討し取締役会へ助言・提言を行いました。

e) リスク管理委員会

リスク管理全般に関する諸事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。リスク管理委員会は、常勤取締役、執行役員、経営企画部長およびコンプライアンス・リスク統括部長にて構成されております。同委員会には常勤監査役も出席し、リスク管理体制の運用状況を検証しております。委員長は代表取締役社長が務めております。

f) コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するための方針および体制整備に関わる重要事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。コンプライアンス委員会は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、経営企画部長、コンプライアンス・リスク統括部長、総務部長および監査部長にて構成されております。委員長は代表取締役社長が務めております。

g) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ対策を推進するための方針・体制整備および具体的対策の決定に関する諸事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。情報セキュリティ委員会は、業務統括部担当取締役が務める情報セキュリティ管理責任者および個人情報保護管理責任者、経営企画部長、システム部長、コンプライアンス・リスク統括部長および業務統括部長にて構成されております。同委員会には監査部長も出席し、情報セキュリティに関連する規程等の遵守状況について監査しております。委員長は業務統括部担当取締役(情報セキュリティ管理責任者)が務めております。

取締役会の出席状況は以下の通りです。

区分	氏名	出席状況
代表取締役会長	石川 英治	全14回中14回
代表取締役社長	青木 裕一	全14回中14回
専務取締役	山口 隆	全14回中14回
取締役	浅田 慶一	全14回中14回
取締役	米田 典由	全10回中10回
取締役	水口 耕	全10回中10回
社外取締役	上條 正仁	全14回中14回
社外取締役	永島 義郎	全14回中14回
社外取締役	今戸 智恵	全14回中13回
常勤監査役	藤野 護	全14回中14回
社外監査役	佐藤 隆文	全14回中14回
社外監査役	古本 結子	全10回中10回
社外監査役	中島 真琴	全10回中10回
社外監査役	板垣 絵里	全 4 回中 4 回
社外監査役	鈴木 秀彦	全 4 回中 4 回

- (注) 1. 米田典由氏、水口耕氏は2024年6月14日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
2. 古本結子氏、中島真琴氏は2024年6月14日開催の定時株主総会において監査役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
3. 板垣絵里氏、鈴木秀彦氏は2024年6月14日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により監査役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

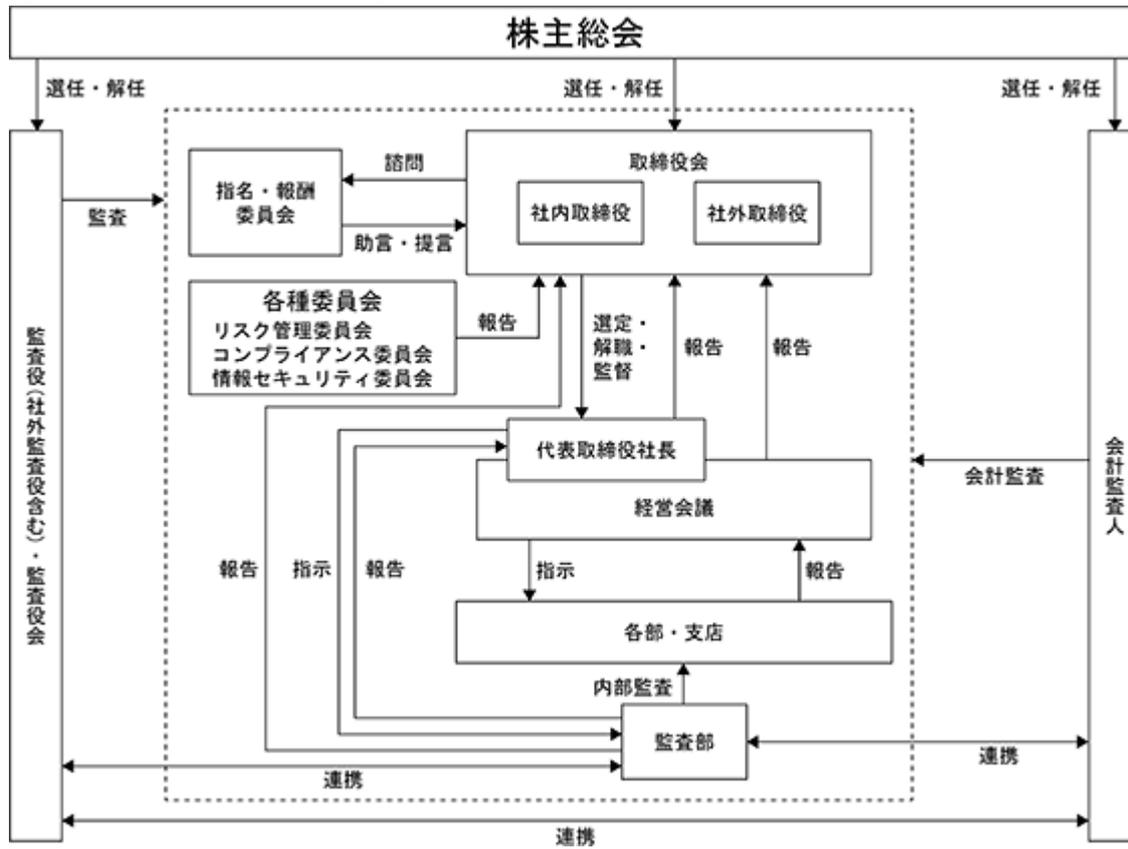
指名・報酬委員会の出席状況は以下の通りです。

区分	氏名	出席状況
社外取締役	上條 正仁	全 3 回中 3 回
社外取締役	永島 義郎	全 3 回中 3 回
代表取締役社長	青木 裕一	全 3 回中 3 回

機関ごとの構成員および出席者は以下の通りです。(〇は議長・委員長、○は構成員および出席者)

区分	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	指名・報酬委員会	リスク管理委員会	コンプライアンス委員会	情報セキュリティ委員会
代表取締役会長	石川 英治	○		○		○	○	
代表取締役社長	青木 裕一				○			
専務取締役	山口 隆	○		○		○	○	
取締役	浅田 慶一	○		○		○	○	
取締役 業務統括部長	米田 典由	○		○		○	○	
取締役 経営企画部長	水口 耕	○		○		○	○	○
社外取締役	上條 正仁	○						
社外取締役	永島 義郎	○			○			
社外取締役	今戸 智恵	○						
常勤監査役	藤野 護	○		○		○	○	
社外監査役	佐藤 隆文	○	○					
社外監査役	古本 結子	○	○					
社外監査役	中島 真琴	○	○					
執行役員 コンプライアンス・ リスク統括部長	高橋 淳			○		○	○	○
執行役員	宮川 敦			○		○	○	
執行役員	山口 潤			○		○	○	
執行役員	武田 賢治			○		○	○	
執行役員	伊藤 剛資			○		○	○	
執行役員	竹島 英紀			○		○	○	
総務部長	林 晃史						○	
監査部長	安村 暁						○	○
システム部長	斎藤 博光							○

[コーポレートガバナンス体制図]



内部統制システムの整備状況

当社は会社法の施行に対応し、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制システムの基本方針」として制定しており、その内容は以下の通りであります。

a) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役員に周知・徹底する。
- ・取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
- ・取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
- ・取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
- ・取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

c) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

- ・取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ・取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
- ・「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。

d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ・取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
- ・各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
- ・月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
- ・各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。

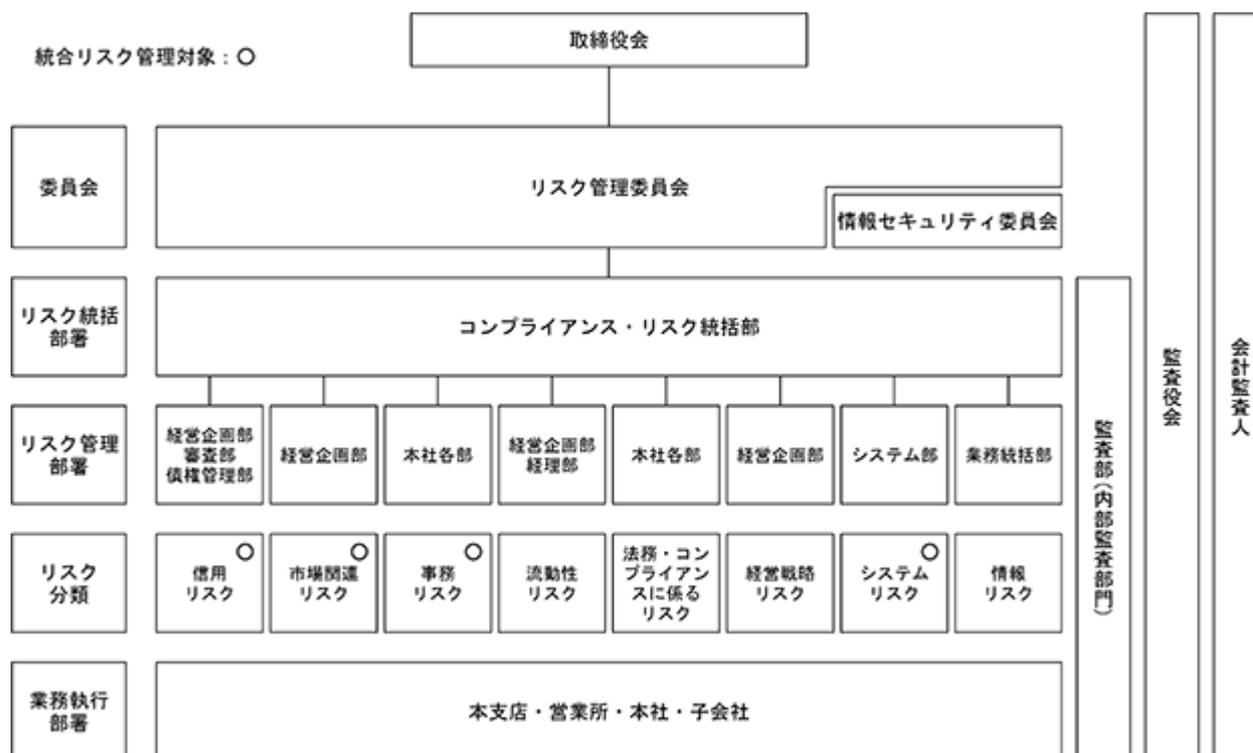
- e) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。
- f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・取締役は、監査役を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ・監査役スタッフに任命された職員は、監査役を補助する職務に専念する。
- g) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ・監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。
- h) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - ・子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。
- i) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- j) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。
- k) その他監査役を補助する体制
- ・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・監査役、監査部、会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- l) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
 - ・財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
 - ・財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
- m) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサスを確立を図る。
 - ・取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

リスク管理体制

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、リスク管理規程を定めております。当社グループの業務に内在する様々なリスクを類型化し、リスク毎に管理部署を定め、リスクを的確に把握し、適切な管理に努めております。また、リスクが顕在化した場合において、生じる損失が一定の範囲内に止まるよう管理しております。さらに、コンプライアンス・リスク統括部を統括部署としてリスク管理に関する事項の一元的管理および対策の検討を行い、取締役会により設置されたリスク管理委員会において、各種リスクの発生状況および管理状況、リスク管理体制の整備状況等について検証するとともに各リスクの管理部署へ対策を指示しております。

また、監査部はリスク管理に関する監査事項を特定したうえで内部監査を実施し、必要に応じて実施される外部監査と併せて、リスク管理および運営機能の有効性の検証を行うこととしております。

a) リスク管理体制図



b) 類型化されたリスク

リスク分類	定義
信用リスク	保証委託者の信用力の悪化などにより債務不履行が発生し、債権の回収ができなくなることにより損失を被るリスク
市場関連リスク	金利や為替、株式相場等の様々な市場の変化により、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産等から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムの機器障害・回線障害ならびに誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらに、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
事務リスク	役職員の不正確な事務処理あるいは事故および不正等を引き起こすことにより損失を被るリスク
情報リスク	サイバー攻撃による情報システムの破壊または停止、機密情報の漏洩、紛失、破壊ならびに改ざん等に起因して損失を被るリスク
法務・コンプライアンスに係るリスク	契約書などの法的要件の不備や法令等違反などに起因して損失を被るリスク
規制・制度変更に伴うリスク	法令、税制および会計基準等の各種制度の変更により業務見直しを余儀なくされるリスク
流動性リスク	急激な景気後退等により流動資産が減少し、その他の資産を不利な条件で解約や処分を強いられることにより損失を被るリスク
経営戦略リスク	設定した経営戦略や計画が適切でない、または有効でない場合に損失を被るリスク

コンプライアンス体制の整備状況

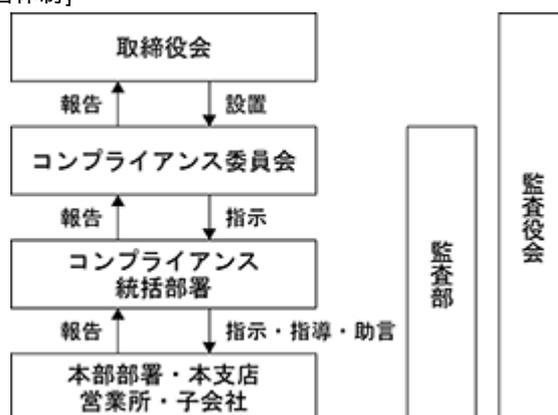
a) コンプライアンス運営体制

当社は、お客様や社会からの信頼と信用を揺るぎないものとするため、コンプライアンスの徹底を経営方針として定めております。信用保証という公共性の高い事業に携わる当社にとって、コンプライアンスの実現は全ての企業活動における大前提であり、役職員一人ひとりが日々の業務の中で着実に実践しなければならないものと考えております。

当社では、役職員に対する教育や業務運営上のコンプライアンスに関わる事項のモニタリング実施などの具体的な実践計画として、事業年度毎に「コンプライアンスプログラム」を取締役会において策定し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会によりその推進状況を監視しております。

また、コンプライアンス・リスク統括部は、統括部署として、コンプライアンスに関わる事項を一元管理のうえ、コンプライアンス委員会への報告、ならびに各部門への指示、指導、助言を行っております。

[コンプライアンス運営体制]



b) コンプライアンスに関する方針・規程等の体系

経営方針を具現化するものとして、コンプライアンス方針を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方を規定しております。さらにこの方針に基づき、社会規範(法律、政省令、告示、条例のほか社内規程、企業倫理規範および行動規範を含む。)の遵守を徹底させるための体制整備および問題点の適時把握を目的とした「コンプライアンス規程」を制定しております。

役職員個人の行動原則については、「企業倫理規範」、「行動規範」を策定し、ルールについては、コンプライアンスマニュアルを作成・配布し、定期に実施している研修にてそれぞれ周知・徹底を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役を除く。)ならびに監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、上條正仁、永島義郎、今戸智恵、佐藤隆文、古本結子、中島真琴の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最高責任限度額のいずれか高い額としております。

補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社7社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、みのり信用保証株式会社、筑波信用保証株式会社、ちば興銀カードサービス株式会社、三重総合信用株式会社、東北保証サービス株式会社）の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額会社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する訴訟費用および損害賠償金を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。

取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主が利益還元を受ける機会を増加させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a) 提出日現在において、当社の役員の状況は、以下の通りです。

男性10名 女性3名 (役員のうち女性の比率23.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	石川 英治	1964年9月20日	1990年1月 当社入社 1997年2月 同横浜支店長 2002年4月 同管理部長 2002年10月 同福岡支店長 2003年6月 同執行役員福岡支店長 2004年10月 同執行役員総務部長兼社長室長 2005年4月 同執行役員管理本部長兼関連事業部長 2005年9月 同執行役員公開準備本部長兼関連事業部長 2006年6月 同取締役常務執行役員 2006年7月 同代表取締役社長 2015年3月 同代表取締役社長管理本部長 2015年6月 同代表取締役社長 2023年4月 同代表取締役会長(現任) 2023年6月 筑波信用保証株式会社代表取締役会長(現任)	(注) 3	102,195
代表取締役社長 (監査部担当)	青木 裕一	1971年9月10日	2002年8月 当社入社 2011年6月 同経営企画部長 2013年6月 同執行役員経営企画部長 2014年12月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2015年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 同常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2020年2月 同常務取締役管理本部長 東和信用保証株式会社(現みのり信用保証株式会社)代表取締役社長 2021年3月 筑波信用保証株式会社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役社長管理本部長 2023年7月 同代表取締役社長(現任)	(注) 3	27,411
専務取締役 (コンプライアンス・リスク統括部、総務部、人事部、経理部、システム部担当)	山口 隆	1970年1月3日	1995年11月 当社入社 2002年4月 同名古屋支店長 2006年6月 同執行役員名古屋支店長 2007年4月 同執行役員本店長 2009年2月 同執行役員経営企画部長 2010年4月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2011年6月 当社取締役業務本部長 2016年6月 同常務取締役業務本部長 2018年6月 同専務取締役業務本部長 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収(現あけぼの債権回収株式会社)代表取締役社長(現任) 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長 2023年7月 当社専務取締役(現任)	(注) 3	55,875

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (保証企画部、営業統括部、本支店担当)	浅田 慶一	1961年8月22日	1984年4月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)入行 2013年7月 株式会社あおぞら銀行執行役員兼関西支店長 2014年4月 同執行役員ビジネスバンキング本部長 2016年7月 株式会社ジーライオン取締役副社長 株式会社モトーレン阪神取締役副会長 2018年2月 当社入社 執行役員営業本部副本部長 2018年6月 同取締役営業本部長 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー取締役 2022年6月 四国総合信用株式会社取締役(現任) 2023年6月 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長 みのり信用保証株式会社代表取締役社長(現任) 2023年7月 当社取締役(現任) 2025年2月 三重総合信用株式会社代表取締役社長(現任)	(注)3	3,754
取締役業務統括部長 (業務統括部、審査部、債権管理部担当)	米田 典由	1975年10月25日	2000年4月 当社入社 2005年4月 同経理部長 2006年4月 同財務部長 2009年2月 同本店副本店長 2009年10月 同札幌支店長 2012年2月 同総務部長 2016年2月 同業務企画部長兼法務室長 株式会社全国ビジネスパートナー取締役 2018年6月 当社執行役員業務企画部長兼法務室長 2020年4月 同執行役員業務企画部長 2022年10月 同執行役員業務統括部長 2024年6月 同取締役業務統括部長(現任) 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長(現任)	(注)3	81,649
取締役経営企画部長 (経営企画部担当)	水口 耕	1974年11月15日	2006年2月 当社入社 2020年2月 同経営企画部長 みのり信用保証株式会社取締役 2021年3月 筑波信用保証株式会社取締役 2022年6月 当社執行役員経営企画部長 2024年6月 同取締役経営企画部長(現任) ちば興銀カードサービス株式会社代表取締役社長(現任)	(注)3	14,579

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	上條 正仁	1954年7月12日	1977年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2006年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当 2008年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当 2009年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス執行役員グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当 2014年4月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年4月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年6月 伯東株式会社社外取締役 2016年6月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2021年3月 ミラバイオロジクス株式会社社外監査役（現任） 2024年6月 A Z - C O M丸和ホールディングス株式会社社外取締役（現任）	(注) 3	3,041
取締役	永島 義郎	1952年4月7日	1975年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年5月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）虎ノ門支社長 2004年6月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長 2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長 2009年6月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役 2016年6月 株式会社カナデン社外取締役（現任） 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収（現 あげぼの債権回収株式会社）監査役（現任） 2019年9月 株式会社ナカシマホールディングス社外取締役 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2021年3月 筑波信用保証株式会社監査役（現任） 2022年1月 株式会社ネットラーニングホールディングス社外監査役（現任）	(注) 3	2,541
取締役	今戸 智恵	1975年3月3日	2003年10月 弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 2008年4月 外務省入省 国際法局経済条約課課長補佐 2010年7月 奥野総合法律事務所入所 2019年1月 三浦法律事務所入所パートナー弁護士（現任） 2019年7月 ワンピ株式会社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2022年6月 株式会社カナデン社外取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	藤野 護	1956年9月24日	1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2007年3月 株式会社みずほ銀行参事役 オエノンホールディングス株式会社出向常勤監査役 合同酒精株式会社出向監査役 2009年3月 みずほキャピタル株式会社出向常勤監査役 2012年7月 株式会社ジャパンイマジネーション入社 管理本部長 2013年4月 同執行役員管理本部長 2015年4月 当社入社 参事 2015年6月 同常勤監査役(現任)	(注)4	7,248
監査役	佐藤 隆文	1950年5月7日	1973年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1993年8月 同主計局主計官 1996年7月 同銀行局特別金融課長 1997年7月 同銀行局総務課長 1998年6月 金融監督庁(現 金融庁)長官官房総務課長 1999年7月 名古屋大学教授(経済学部附属国際経済動態研究センター) 2001年7月 金融庁総務企画局審議官 2002年7月 同検査局長 2004年7月 同監督局長 2007年7月 金融庁長官 2010年4月 一橋大学大学院商学研究科教授 2013年6月 東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)理事長 2020年6月 当社社外監査役(現任) 農林中央金庫経営管理委員(現任)	(注)4	-
監査役	古本 結子	1963年10月4日	1986年4月 新日本製鐵株式会社入社 1994年9月 米国Steptoe & Johnson法律事務所入所 1995年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1995年9月 三菱商事株式会社入社 2011年8月 同コンプライアンス総括部部長代行 2012年4月 同法務部コンプライアンス総括室長 2015年3月 カンロ株式会社社外取締役 2015年4月 三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー 2018年4月 同コーポレートスタッフ部門コンプライアンス・オフィサー 2019年5月 三菱商事ライフサイエンス株式会社監査役 2023年12月 株式会社マイナビ社外監査役(現任) 2024年3月 株式会社I-ne社外取締役(現任) 2024年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	中島 真琴	1977年4月24日	2000年4月 建設省(現 国土交通省)入省 2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 2008年6月 公認会計士登録 2020年9月 株式会社フージャースホールディ ングス入社 2021年4月 同内部監査室長 2023年5月 株式会社メディアドゥ常勤社外監 査役(現任) 2024年5月 株式会社セレコーポレーション社 外監査役(現任) 2024年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	189
計					298,482

- (注) 1. 取締役上條正仁、永島義郎および今戸智恵の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役佐藤隆文、古本結子および中島真琴の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 4. 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 5. 所有株式数には、全国保証役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。なお、2025年6月分の持
 株会による取得株式数については、提出日現在確認ができないため、2025年5月31日現在の実質所有株式数
 を記載しております。
 6. 当社では、取締役を補佐し全社的な立場で業務効率化を図ることを目的に、執行役員を配置しております。
 提出日現在、執行役員は次の通りであります。

役 職 名	氏 名
執行役員コンプライアンス・リスク統括部長	高橋 淳
執行役員債権管理部長	宮川 敦
執行役員営業統括部長	山口 潤
執行役員人事部長	武田 賢治
執行役員大阪支店長	伊藤 剛資
執行役員本店営業第一部長	竹島 英紀

b) 2025年6月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役9名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、当社の役員の状況は、以下の通りとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性10名 女性3名 (役員のうち女性の比率23.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	石川 英治	1964年9月20日	1990年1月 当社入社 1997年2月 同横浜支店長 2002年4月 同管理部長 2002年10月 同福岡支店長 2003年6月 同執行役員福岡支店長 2004年10月 同執行役員総務部長兼社長室長 2005年4月 同執行役員管理本部長兼関連事業部長 2005年9月 同執行役員公開準備本部長兼関連事業部長 2006年6月 同取締役常務執行役員 2006年7月 同代表取締役社長 2015年3月 同代表取締役社長管理本部長 2015年6月 同代表取締役社長 2023年4月 同代表取締役会長(現任) 2023年6月 筑波信用保証株式会社代表取締役会長(現任)	(注)3	102,195
代表取締役社長 (監査部担当)	青木 裕一	1971年9月10日	2002年8月 当社入社 2011年6月 同経営企画部長 2013年6月 同執行役員経営企画部長 2014年12月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2015年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 同常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2020年2月 同常務取締役管理本部長 東和信用保証株式会社(現みのり信用保証株式会社)代表取締役社長 2021年3月 筑波信用保証株式会社代表取締役社長 2023年4月 当社代表取締役社長管理本部長 2023年7月 同代表取締役社長(現任)	(注)3	27,411
専務取締役 (コンプライアンス・リスク統括部、総務部、人事部、経理部、システム部担当)	山口 隆	1970年1月3日	1995年11月 当社入社 2002年4月 同名古屋支店長 2006年6月 同執行役員名古屋支店長 2007年4月 同執行役員本店長 2009年2月 同執行役員経営企画部長 2010年4月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2011年6月 当社取締役業務本部長 2016年6月 同常務取締役業務本部長 2018年6月 同専務取締役業務本部長 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収(現あけぼの債権回収株式会社)代表取締役社長(現任) 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長 2023年7月 当社専務取締役(現任)	(注)3	55,875

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (保証企画部、営業統括部、本支店担当)	浅田 慶一	1961年8月22日	1984年4月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)入行 2013年7月 株式会社あおぞら銀行執行役員兼関西支店長 2014年4月 同執行役員ビジネスバンキング本部長 2016年7月 株式会社ジーライオン取締役副社長 株式会社モトーレン阪神取締役副会長 2018年2月 当社入社 執行役員営業本部副本部長 2018年6月 同取締役営業本部長 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー取締役 2022年6月 四国総合信用株式会社取締役(現任) 2023年6月 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長 みのり信用保証株式会社代表取締役社長(現任) 2023年7月 当社取締役(現任) 2025年2月 三重総合信用株式会社代表取締役社長(現任)	(注)3	3,754
取締役業務統括部長 (業務統括部、審査部、債権管理部担当)	米田 典由	1975年10月25日	2000年4月 当社入社 2005年4月 同経理部長 2006年4月 同財務部長 2009年2月 同本店副本店長 2009年10月 同札幌支店長 2012年2月 同総務部長 2016年2月 同業務企画部長兼法務室長 株式会社全国ビジネスパートナー取締役 2018年6月 当社執行役員業務企画部長兼法務室長 2020年4月 同執行役員業務企画部長 2022年10月 同執行役員業務統括部長 2024年6月 同取締役業務統括部長(現任) 株式会社全国ビジネスパートナー代表取締役社長(現任)	(注)3	81,649
取締役経営企画部長 (経営企画部担当)	水口 耕	1974年11月15日	2006年2月 当社入社 2020年2月 同経営企画部長 みのり信用保証株式会社取締役 2021年3月 筑波信用保証株式会社取締役 2022年6月 当社執行役員経営企画部長 2024年6月 同取締役経営企画部長(現任) ちば興銀カードサービス株式会社代表取締役社長(現任)	(注)3	14,579

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	上條 正仁	1954年7月12日	1977年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2006年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当 2008年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当 2009年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス執行役グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当 2014年4月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年4月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年6月 伯東株式会社社外取締役 2016年6月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2021年3月 ミラバイオロジクス株式会社社外監査役（現任） 2024年6月 A Z - C O M丸和ホールディングス株式会社社外取締役（現任）	(注) 3	3,041
取締役	永島 義郎	1952年4月7日	1975年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年5月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）虎ノ門支社長 2004年6月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長 2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長 2009年6月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役 2016年6月 株式会社カナデン社外取締役（現任） 2018年6月 当社社外取締役（現任） 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収（現 あけぼの債権回収株式会社）監査役（現任） 2019年9月 株式会社ナカシマホールディングス社外取締役 2020年6月 株式会社全国ビジネスパートナー監査役 2021年3月 筑波信用保証株式会社監査役（現任） 2022年1月 株式会社ネットラーニングホールディングス社外監査役（現任）	(注) 3	2,541
取締役	今戸 智恵	1975年3月3日	2003年10月 弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 2008年4月 外務省入省 国際法局経済条約課課長補佐 2010年7月 奥野総合法律事務所入所 2019年1月 三浦法律事務所入所パートナー弁護士（現任） 2019年7月 ワンピ株式会社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2022年6月 株式会社カナデン社外取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	藤野 護	1956年9月24日	1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2007年3月 株式会社みずほ銀行参事役 オエノンホールディングス株式会社出向常勤監査役 合同酒精株式会社出向監査役 2009年3月 みずほキャピタル株式会社出向常勤監査役 2012年7月 株式会社ジャパンイマジネーション入社 管理本部長 2013年4月 同執行役員管理本部長 2015年4月 当社入社 参事 2015年6月 同常勤監査役(現任)	(注)4	7,248
監査役	佐藤 隆文	1950年5月7日	1973年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1993年8月 同主計局主計官 1996年7月 同銀行局特別金融課長 1997年7月 同銀行局総務課長 1998年6月 金融監督庁(現 金融庁)長官官房総務課長 1999年7月 名古屋大学教授(経済学部附属国際経済動態研究センター) 2001年7月 金融庁総務企画局審議官 2002年7月 同検査局長 2004年7月 同監督局長 2007年7月 金融庁長官 2010年4月 一橋大学大学院商学研究科教授 2013年6月 東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)理事長 2020年6月 当社社外監査役(現任) 農林中央金庫経営管理委員(現任)	(注)4	-
監査役	古本 結子	1963年10月4日	1986年4月 新日本製鐵株式会社入社 1994年9月 米国Steptoe & Johnson法律事務所入所 1995年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1995年9月 三菱商事株式会社入社 2011年8月 同コンプライアンス総括部部長代行 2012年4月 同法務部コンプライアンス総括室長 2015年3月 カンロ株式会社社外取締役 2015年4月 三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー 2018年4月 同コーポレートスタッフ部門コンプライアンス・オフィサー 2019年5月 三菱商事ライフサイエンス株式会社監査役 2023年12月 株式会社マイナビ社外監査役(現任) 2024年3月 株式会社I-ne社外取締役(現任) 2024年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	中島 真琴	1977年4月24日	2000年4月 建設省(現 国土交通省)入省 2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)入所 2008年6月 公認会計士登録 2020年9月 株式会社フージャースホールディ ングス入社 2021年4月 同内部監査室長 2023年5月 株式会社メディアドゥ常勤社外監 査役(現任) 2024年5月 株式会社セレコーポレーション社 外監査役(現任) 2024年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	189
計					298,482

- (注) 1. 取締役上條正仁、永島義郎および今戸智恵の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役佐藤隆文、古本結子および中島真琴の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 4. 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 5. 当社では、取締役を補佐し全社的な立場で業務効率化を図ることを目的に、執行役員を配置しております。
 執行役員は次の通りとなる予定です。

役 職 名	氏 名
執行役員コンプライアンス・リスク統括部長	高橋 淳
執行役員債権管理部長	宮川 敦
執行役員営業統括部長	山口 潤
執行役員人事部長	武田 賢治
執行役員大阪支店長	伊藤 剛資
執行役員本店営業第一部長	竹島 英紀

社外取締役および社外監査役の状況

当社は、社外取締役・社外監査役の選定にあたり、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点と豊富な知識・経験を持ち、公正な決議、牽制機能の発揮および経営全般に関する助言を与えることができる者を起用しております。

a) 社外取締役

当社では、社外取締役に対し、客観的・中立的な立場から社内取締役に対する監視・監督機能ならびに多様な視点に基づいた経営助言機能を期待しております。

当社の社外取締役は、提出日現在において、取締役9名中3名であり、取締役会における議案・審議等について、高い見識と豊富な経験に基づき独自の立場で意見・発言を行い、経営の透明性と健全性の維持に貢献する役割を担っております。なお、各氏とも当社との重要な営業上の取引はなく、特筆すべき人的関係、資本的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

(上條正仁氏)

大手金融機関の代表取締役社長を務めるなど、金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営体制の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

(永島義郎氏)

事業会社の取締役、監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営体制の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

(今戸智恵氏)

法律事務所において法律業務に長年従事され、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営体制ならびにコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

b) 社外監査役

当社では、社外監査役に対し、取締役の職務の執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能の発揮、各々の知見に基づいた提言等による適切かつ客観的な監督・監査機能の発揮を期待しております。

当社の社外監査役は、提出日現在において、監査役4名中3名であります。監査機能を発揮していただくため、社外監査役は、常勤監査役、監査部および会計監査人が定期的に行っている三様監査連絡会の内容を監査役会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制監査ならびに内部監査との相互連携を図っております。なお、各氏とも当社との重要な営業上の取引はなく、特筆すべき人的関係、資本的關係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

(佐藤隆文氏)

大蔵省(現 財務省)、金融庁において金融行政に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識を有しており、経営監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。

(古本結子氏)

大手企業でのコンプライアンス部門の要職を歴任するなど企業法務やコンプライアンスにおける豊富な経験と高い見識を有しており、経営監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。

(中島真琴氏)

大手監査法人のパブリック部門で様々な法人の会計監査業務や、上場企業の内部監査室長を務めるなど、コーポレートガバナンスおよびリスクマネジメント、会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、経営監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。

c) 社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性基準について、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。社外監査役については基準または方針を定めておりませんが、社外取締役と同様の基準を参考にしております。

なお、社外取締役上條正仁、永島義郎、今戸智恵ならびに社外監査役佐藤隆文、古本結子、中島真琴の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a) 監査役監査の組織、人員および手続

当社は、監査役会設置会社であり、提出日現在において、常勤監査役1名と非常勤監査役3名の計4名で構成されております。各監査役は監査役会で最初に定めた監査の方針および監査計画に従い役割を分担し、監査活動を行っております。また、取締役会以外の経営会議やその他の重要会議への出席、重要な書類の閲覧、営業店等への実施調査、内部監査部門（監査部）と会計監査人との定期会合（三様監査連絡会）など、常勤監査役が主として活動している事項については、監査役会での報告等により非常勤監査役と情報共有ならびに意見交換を行っております。

氏名	経験および能力
常勤監査役 藤野 護	長年にわたり大手金融機関および事業会社の監査役や監査部門の要職を歴任するなど、コンプライアンス・内部統制に関する幅広い見識を有しております。
非常勤監査役（社外） 佐藤 隆文	大蔵省（現 財務省）、金融庁において金融行政に長年従事し、金融庁長官等の要職を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。
非常勤監査役（社外） 古本 結子	大手企業でのコンプライアンス部門の要職を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。
非常勤監査役（社外） 中島 真琴	大手監査法人のパブリック部門で様々な法人の会計監査業務や、上場企業の内部監査室長を務めるなど、財務および会計に関する高い見識を有しております。

b) 監査役および監査役会の活動状況

当社の監査役および監査役会は、監査役会が定めた監査基準、監査の方針に基づいた監査計画に沿って監査を実施しており、当事業年度においては、子会社を含めた当社グループ全体とそして適切なリスク管理態勢強化の取組や経営環境を踏まえたリスク管理態勢などを重点監査項目として設定し、監査活動を進めております。なお、監査役会は原則月1回開催しており、当事業年度においては合計14回開催しております。個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

区分	氏名	出席状況
常勤監査役	藤野 護	全14回中14回
社外監査役	佐藤 隆文	全14回中14回
社外監査役	古本 結子	全10回中10回
社外監査役	中島 真琴	全10回中10回
社外監査役	板垣 絵里	全4回中4回
社外監査役	鈴木 秀彦	全4回中4回

- (注) 1. 古本結子氏、中島真琴氏は2024年6月14日開催の定時株主総会において監査役に就任しておりますので、就任後に開催された監査役会の出席状況を記載しております。
2. 板垣絵里氏、鈴木秀彦氏は2024年6月14日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により監査役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された監査役会の出席状況を記載しております。

ア. 監査役会の主な決議ならびに報告事項

- ・ 監査の方針、監査計画、監査費用の策定
- ・ 重点監査項目の策定
- ・ 監査役監査報告の策定
- ・ 会計監査人の選任の相当性
- ・ 事業年度監査の結果、内部統制システムの監査結果の報告
- ・ 日常監査の結果報告
- ・ 営業店への往査結果報告

イ．主な活動状況

- ・重要会議への出席
取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会への出席(非常勤監査役は取締役会のみ出席)
- ・重要な決裁書類等の閲覧、営業店への往査など
- ・三様監査連絡会の開催
原則毎月実施
- ・代表取締役へのヒアリング
原則毎月実施

内部監査の状況

内部監査は、当社経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とし、代表取締役社長直轄の独立した部署である監査部(人員5名)が他部署からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行し得る環境にて実施しております。具体的には、当社が定める「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態を調査・検討・評価し、諸法令、定款および社内規程への準拠性を確かめ、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行っております。内部監査の監査結果は、デュアルレポーティングラインのもとに、四半期毎に取締役会および監査役会に対し報告を行っております。ただし、監査結果について緊急を要すると認められた事象については、速やかに報告を行うこととしております。

当社は、監査役、監査部、会計監査人の連携を強化するため、三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行っております。

会計監査の状況

a) 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b) 継続監査期間

2011年3月期以降の15年間

c) 業務を執行した公認会計士

石井 雅也

野田 大輔

d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他11名で構成しております。

e) 監査法人の選定方針と理由

当社では、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制、監査報酬水準等の適切性を確認したうえで、当社業務に対する監査の実績や効率性を踏まえ、太陽有限責任監査法人を選定しております。監査法人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下の通りであります。

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

業務改善命令(業務管理体制の改善)

処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る

審査)に關与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

本件については、当社において、太陽有限責任監査法人から、処分の内容および業務改善計画について詳細なヒアリングと質疑応答を行いました。その結果、当面、当社の監査業務に重大な悪影響を及ぼすことはないものと判断しております。また、これまでの当社監査実績を踏まえ、監査法人として選定することは妥当であると判断しております。

f) 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査の品質基準、監査チームの報酬、役員とのコミュニケーション、企業グループ監査、不正リスクの項目について監査法人の評価を実施しており、これまで会計監査人としての職務遂行は適正に行われていると評価しております。ただし、上記行政処分を受けた後の太陽有限責任監査法人における業務改善計画の進捗状況や、同法人の品質管理体制を含むガバナンスの状況については、引き続き注意深く監視していく必要があると認識しております。

監査報酬の内容等

a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	36		36	
連結子会社	2		2	
計	38		38	

b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査の有効性と効率性を評価項目とし、当社の事業規模・特性に見合った業務量ならびに品質が確保されているかを検証のうえ決定しております。

e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。また、2023年4月17日開催の取締役会において、報酬等の決定方針を一部改定しております。

取締役の報酬等の決定方法は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問のうえ、助言・提言を踏まえて決定し、その決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成することで、取締役の報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。なお、監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に応じて協議し、取締役会に助言・提言を行います。取締役会は、当該助言・提言の内容を確認したうえで、取締役の個人別の報酬等を決定しております。そのため、取締役会は、個人別の報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬委員会の活動内容は、指名・報酬委員会を1回開催し、取締役報酬額等について協議を行い、取締役会にて決定いたしました。

取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りです。

a) 報酬制度の概要

イ. 業務執行取締役

当社の業務執行取締役に対する報酬等は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本報酬と業績等によって変動する業績連動報酬等で構成し、業績連動報酬等は金銭で支給する業績連動賞与と株式により支給する業績連動型株式報酬により構成されております。

業務執行取締役が業績や株価の変動による利益意識を株主の皆様と共有し、企業価値増大に対する意識を強化するため、報酬等の一部として業績連動報酬等を含めております。

なお、業績連動型株式報酬につきましては、2021年6月18日開催の第41回定時株主総会で決議されております。

ロ. 社外取締役および監査役

社外取締役および監査役の報酬等は、業務執行から独立した客観的な立場から業務執行の妥当性および適法性を判断し、監督機能および監査機能を適正に確保する観点から、基本報酬のみの体系としております。

b) 連動指標

当社は、事業の持続的発展のため、短期的には単年度の経常利益、中長期的には保証債務残高等の経営指標を重視しております。したがって、業績連動報酬等に係る指標として、短期インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動賞与は経常利益、中長期的インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動型株式報酬は保証債務残高等を連動指標としております。

c) 報酬等に占める業績連動報酬等の割合

当社の取締役および監査役に対する報酬等の構成割合は以下の通りです。

役員区分	基本報酬	業績連動報酬等	
		賞与	株式
業務執行取締役	60%	20%	20%
社外取締役・監査役	100%		

(注) 業務執行取締役の報酬等の構成割合は、業績連動報酬等における業績指標計画値の達成状況が100%の場合の割合を示しております。

d) 報酬限度額

イ. 取締役

[金銭報酬]

・年額600百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。

（2021年6月18日第41回定時株主総会決議。当該決議に係る取締役7名（うち、社外取締役3名）。）

[株式報酬]

・3事業年度/300百万円以内（1事業年度あたりに付与するポイント40,000ポイント以内。）

（2021年6月18日第41回定時株主総会決議。当該決議に係る取締役4名。）

ロ. 監査役

・年額240百万円以内

（2021年6月18日第41回定時株主総会決議。当該決議に係る監査役4名（うち、社外監査役3名）。）

e) 業績連動賞与の算定方法

業績連動賞与の算定方法は以下の通りです。

イ. 対象者（提出日現在）

業務執行取締役 6名

ロ. 個人別支給額

個人別支給額 = 役位別賞与基準額（ 1 ） × 業績達成度別支給係数（ 2 ）

1 役位別賞与基準額

役位	人数	基準額	限度額
取締役会長	1名	15,000千円	18,000千円
取締役社長	1名	16,000千円	19,200千円
取締役副社長	0名	12,600千円	15,120千円
専務取締役	1名	10,000千円	12,000千円
常務取締役	0名	8,000千円	9,600千円
取締役	3名	6,400千円	7,680千円

(注) 1. 取締役副社長、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

2. 基準額および限度額は、各役位1名あたりの額となります。

3. 事業年度中に役位が変更となった場合は、変更後の役位を適用いたします。

4. 事業年度中に新たに取締役に就任した場合は、就任月の翌月を起算として月割で支給となります。

5. 事業年度中に取締役に退任または解任等となった場合は、支給いたしません。

2 業績達成度別支給係数

業績達成度	支給係数	業績達成度	支給係数
50%未満	0	95%以上105%未満	1.0
50%以上75%未満	0.5	105%以上120%未満	1.1
75%以上85%未満	0.8	120%以上	1.2
85%以上95%未満	0.9		

(注) 1. 業績達成度算出式：経常利益（実績値）÷経常利益（計画値）

2. 2025年度の「経常利益（計画値）」は2025年5月8日に公表いたしました業績予想数値45,100百万円であります。

八．総支給額

総支給額 = 取締役ごとに算出された個人別支給額の合計

f) 業績連動型株式報酬について

当社は、業務執行取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、業務執行取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度であり、中期経営計画の期間（以下、「対象期間」といいます。）を対象としております。対象期間に在任する当社取締役に対して、取締役会で定める株式交付規程に従い、役位および対象期間における業績指標計画値（保証債務残高等）の達成度等に応じ変動幅0%～120%の範囲で報酬額を決定し、ポイントが付与されます。1事業年度あたりに付与するポイントの上限は、40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株。ただし、当社株式について、株式分割等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率等に応じて調整される）となっております。なお、2025年4月1日付の当社株式分割（当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割）に伴い、1ポイントは当社株式2株となっております。

また、取締役がポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

g) 業績連動報酬等にかかる評価指標の目標と実績

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

評価指標	計画値	実績値
経常利益	43,200百万円	44,518百万円
保証債務残高等	3,055,095百万円	3,303,096百万円

（注）保証債務残高等の計画値は、中期経営計画の最終年度（2025年度）における保証債務残高等の目標を達成するために必要な純増額を示しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬等		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式	
取締役 (社外取締役を除く)	332	169	57	105	6
監査役 (社外監査役を除く)	22	22			1
社外役員	49	49			8

役員ごとの報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、当社の信用保証事業における良好な取引関係の構築を目的として保有する株式を、純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否につきまして、個別銘柄ごとに当社の信用保証事業へのシナジー効果を示す保証実行件数および保証債務残高の増加状況と株主資本コストとしての採算性について精査を実施し、取締役会において定期的に検証を行っております。検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断した銘柄については売却し縮減を図ることとしております。

b) 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	2,350
非上場株式以外の株式	12	2,099

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	100
非上場株式以外の株式		

c) 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果および株式数 が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
住友不動産株	210,000	210,000	不動産大手会社で住宅リフォーム事業に独自の強みを有する同社と事業上の関係円滑化のために株式を保有しております。	有
	1,174	1,217		
(株)池田泉州ホールディングス	550,000	550,000	同社グループ企業である(株)池田泉州銀行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	239	217		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果および株式数 が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)愛媛銀行	200,000	200,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております	無
	214	227		
(株)三十三フィナンシャルグループ	36,330	36,330	同社グループ企業である(株)三十三銀行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	85	75		
(株)栃木銀行	200,000	200,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	63	72		
(株)富山第一銀行	54,000	54,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	61	51		
(株)富山銀行	35,600	35,600	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております	有
	54	73		
(株)宮崎太陽銀行	42,800	42,800	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	有
	54	64		
(株)大光銀行	36,600	36,600	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	有
	52	56		
(株)高知銀行	50,000	50,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	39	52		
(株)大東銀行	45,800	45,800	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	32	35		
(株)筑邦銀行	19,300	19,300	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。	無
	26	30		

(注) 1. (株)三十三フィナンシャルグループ以下の株式は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、全銘柄について記載しております。
 2. 特定投資株式における定量的な保有効果については、営業秘密、守秘義務の観点から記載が困難であります。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	11	1,528	10	545

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式	34		40

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	125,342	137,577
求償債権	14,960	17,268
有価証券	14,991	9,532
その他	1,401	4,357
貸倒引当金	7,136	8,339
流動資産合計	149,559	160,396
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	362	416
減価償却累計額	164	203
建物及び構築物（純額）	198	212
機械装置及び運搬具	57	58
減価償却累計額	35	42
機械装置及び運搬具（純額）	22	16
工具、器具及び備品	1,086	978
減価償却累計額	518	564
工具、器具及び備品（純額）	567	414
その他	-	13
有形固定資産合計	788	656
無形固定資産		
ソフトウェア	600	2,640
ソフトウェア仮勘定	2,035	110
その他	4	6
無形固定資産合計	2,640	2,757
投資その他の資産		
投資有価証券	1 275,679	1 285,124
長期貸付金	14,791	14,515
長期預金	18,000	23,000
繰延税金資産	4,151	4,846
その他	1,007	1,101
投資その他の資産合計	313,630	328,588
固定資産合計	317,059	332,001
資産合計	466,618	492,398

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
前受収益	17,845	18,892
未払法人税等	7,076	7,908
債務保証損失引当金	2 7,297	2 8,528
その他の引当金	761	1,108
その他	1,897	3,060
流動負債合計	34,879	39,498
固定負債		
長期借入金	30,000	30,000
長期前受収益	176,063	183,552
その他の引当金	470	573
退職給付に係る負債	122	82
その他	-	13
固定負債合計	206,656	214,221
負債合計	241,535	253,719
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,703	10,703
資本剰余金	637	637
利益剰余金	213,582	233,963
自己株式	722	7,691
株主資本合計	224,200	237,613
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	881	1,014
退職給付に係る調整累計額	-	51
その他の包括利益累計額合計	881	1,065
純資産合計	225,082	238,678
負債純資産合計	466,618	492,398

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業収益	51,638	56,972
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	3,958	4,430
貸倒引当金繰入額	576	334
給料手当及び賞与	2,287	2,594
その他	6,866	8,306
営業費用合計	12,536	14,997
営業利益	39,102	41,974
営業外収益		
受取利息	3,247	3,970
受取配当金	69	140
その他	51	59
営業外収益合計	3,368	4,169
営業外費用		
支払利息	797	851
支払手数料	2	615
その他	91	158
営業外費用合計	890	1,626
経常利益	41,581	44,518
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
負ののれん発生益	1 472	1 1,257
特別利益合計	472	1,257
特別損失		
投資有価証券売却損	7	22
投資有価証券評価損	517	-
退職給付費用	124	-
特別損失合計	649	22
税金等調整前当期純利益	41,404	45,753
法人税、住民税及び事業税	12,908	13,957
法人税等調整額	299	293
法人税等合計	12,608	13,664
当期純利益	28,796	32,089
親会社株主に帰属する当期純利益	28,796	32,089

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
当期純利益	28,796	32,089
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	963	132
退職給付に係る調整額	-	51
その他の包括利益合計	1,963	1,183
包括利益	29,759	32,272
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	29,759	32,272

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,703	637	194,979	619	205,701
当期変動額					
剰余金の配当			10,192		10,192
親会社株主に帰属する当期純利益			28,796		28,796
自己株式の取得				127	127
自己株式の処分				23	23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	18,603	103	18,499
当期末残高	10,703	637	213,582	722	224,200

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	81	81	205,619
当期変動額			
剰余金の配当			10,192
親会社株主に帰属する当期純利益			28,796
自己株式の取得			127
自己株式の処分			23
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	963	963	963
当期変動額合計	963	963	19,463
当期末残高	881	881	225,082

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,703	637	213,582	722	224,200
当期変動額					
剰余金の配当			11,708		11,708
親会社株主に帰属する当期純利益			32,089		32,089
自己株式の取得				7,000	7,000
自己株式の処分				31	31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	20,381	6,968	13,412
当期末残高	10,703	637	233,963	7,691	237,613

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	881	-	881	225,082
当期変動額				
剰余金の配当				11,708
親会社株主に帰属する当期純利益				32,089
自己株式の取得				7,000
自己株式の処分				31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132	51	183	183
当期変動額合計	132	51	183	13,596
当期末残高	1,014	51	1,065	238,678

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	41,404	45,753
減価償却費	383	926
負ののれん発生益	472	1,257
貸倒引当金の増減額(は減少)	321	762
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	495	203
その他の引当金の増減額(は減少)	241	220
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	4	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	113	5
受取利息及び受取配当金	3,317	4,110
支払利息	797	851
支払手数料	-	600
投資有価証券売却損益(は益)	7	21
投資有価証券評価損益(は益)	517	-
求償債権の増減額(は増加)	1,295	1,625
前受収益の増減額(は減少)	95	168
長期前受収益の増減額(は減少)	1,237	828
その他の資産・負債の増減額	211	193
小計	40,745	43,540
利息及び配当金の受取額	3,463	4,155
利息の支払額	792	858
法人税等の支払額	12,112	13,416
法人税等の還付額	0	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,304	33,423
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	49,600	50,600
定期預金の払戻による収入	52,900	58,600
有価証券の売却及び償還による収入	9,220	11,970
金銭の信託の解約及び配当による収入	1,010	-
有形固定資産の取得による支出	395	86
有形固定資産の売却による収入	7	0
無形固定資産の取得による支出	1,588	804
投資有価証券の取得による支出	75,304	34,180
投資有価証券の売却及び償還による収入	15,247	15,389
貸付けによる支出	10,934	9,903
貸付金の回収による収入	3,170	10,190
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 1,432
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 269	2 1,482
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,996	625

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	29,400
長期借入金の返済による支出	-	30,000
自己株式の取得による支出	127	7,000
配当金の支払額	10,192	11,707
その他	-	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,319	19,311
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	35,011	14,737
現金及び現金同等物の期首残高	112,659	77,647
現金及び現金同等物の期末残高	1 77,647	1 92,384

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社全国ビジネスパートナー

あけぼの債権回収株式会社

みのり信用保証株式会社

筑波信用保証株式会社

ちば興銀カードサービス株式会社

三重総合信用株式会社

東北保証サービス株式会社

当連結会計年度より、新たに株式を取得したことに伴い、ちば興銀カードサービス株式会社、三重総合信用株式会社及び東北保証サービス株式会社を連結の範囲に含めております。なお、三重総合信用株式会社及び東北保証サービス株式会社は、みなし取得日を当連結会計年度末日としているため、当連結会計年度において貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

全国保証イノベーション投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社

全国保証イノベーション投資事業有限責任組合

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～22年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

信用保証事業に係る収益の計上基準

債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を収受しております。一括にて収受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式(保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法)により収益を計上しております。各月において収受する保証料については、保証債務の前月末残高等に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。

また、当社グループの債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社グループは団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社グループは生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を収受しております。保険は保険会社が提供するところ当社グループの履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用（投資その他の資産のその他）に計上し5年間で均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 債務保証損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
債務保証損失引当金	7,297	8,528

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法及び重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その保証債務に係る債務者である保証委託者を次の通り「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を債務保証損失引当金として計上しております。

債務者区分	定義
正常先	返済状況が良好であり、収支状況及び財務内容等にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	収支状況及び財務内容が不安定で今後延滞発生のおそれがある、もしくは既に延滞が発生している先。返済条件の緩和が行われている先
破綻懸念先	現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
実質破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先や負債が過大で再建の見通しがなく、代位弁済の準備が行われている先
破綻先	実質破綻先と同様の状況にあり、代位弁済履行請求が行われている先

正常先及び要注意先に係る保証債務については、債務者区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債務者区分毎の保証債務残高及び予想代位弁済率並びに予想回収率に基づき算出しますが、予想代位弁済率は、算定期間を1年間又は3年間とする過去5算定期間の実績代位弁済率の平均値を基に直近の状況を加味して算出し、予想回収率は、商品分類及び担保の状況の類する毎に、代位弁済額に対する累計回収率に基づき算出しております。

破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、保証委託者の支払能力を総合的に判断したうえで、過去の実績などに基づき必要と認める予想損失額を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の代位弁済実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、保証委託者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

2. 求償債権に対する貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
求償債権に対する貸倒引当金	7,136	8,303

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法及び重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その債務者を次の通り「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」の3区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分	定義
破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先で、破綻懸念先及び実質破綻先に該当しないもの
実質破綻先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきているが、完済にはなお超長期を要する見込みであり、求償債権が全額回収不能となる可能性は相当程度高いと判断される先
破綻懸念先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきており、求償債権が全額回収不能となる可能性は低いと判断される先

破綻先及び実質破綻先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。また、破綻懸念先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた93百万円は、「支払手数料」2百万円、「その他」91百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社及び一部の連結子会社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに一部の連結子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、予め当社及び一部の連結子会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及び一部の連結子会社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度148百万円、111,130株、当連結会計年度117百万円、87,500株であります。

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、上記の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度による報酬の支給は、中期経営計画の期間の間に在任する取締役を対象とします(かかる期間を、以下、「対象期間」という。)

かかるポイント付与は、対象期間の間に在任する当社取締役に対して、当社の取締役会が定める株式交付規程に従い、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じて行われます。取締役は、原則としてその退任時に、かかるポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受けます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度571百万円、218,800株、当連結会計年度571百万円、218,800株であります。

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、上記の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社に対するものは次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(出資金)	1,412百万円	2,766百万円

2 偶発債務

保証債務

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
住宅ローン等に対する保証債務	16,673,590百万円	18,218,033百万円
債務保証損失引当金	7,297 "	8,528 "
差 引	16,666,293百万円	18,209,504百万円

損失補填契約

対象となる劣後受益権残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
住宅ローン債権を裏付けとする劣後受益権	36,000百万円	42,491百万円

(連結損益計算書関係)

1 負ののれん発生益

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

負ののれん発生益は、東日本保証サービス株式会社の株式を取得し、連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

なお、前中間連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、前連結会計年度末に確定しております。この結果、負ののれん発生益は181百万円減少しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

負ののれん発生益は、ちば興銀カードサービス株式会社、三重総合信用株式会社及び東北保証サービス株式会社の株式を取得し、連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

なお、ちば興銀カードサービス株式会社は、当中間連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度末に確定しております。この結果、負ののれん発生益は188百万円増加しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,169百万円	194百万円
組替調整額	7 "	22 "
法人税等及び税効果調整前	1,176百万円	216百万円
法人税等及び税効果額	213 "	84 "
その他有価証券評価差額金	963百万円	132百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	- 百万円	74百万円
組替調整額	- "	- "
法人税等及び税効果調整前	- 百万円	74百万円
法人税等及び税効果額	- "	23 "
退職給付に係る調整額	- 百万円	51百万円
その他の包括利益合計	963百万円	183百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,871,790	-	-	68,871,790

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	148,897	25,446	8,765	165,578

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、64,330株、55,565株含まれております。また、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式がそれぞれ、84,000株、109,400株含まれております。

2. 変動事由の概要

役員向け株式交付信託の当社株式取得による増加	25,400株
単元未満株式の買取りによる増加	46株
株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少	8,765株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	10,192	148.00	2023年3月31日	2023年6月19日

(注) 2023年6月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,708	170.00	2024年3月31日	2024年6月17日

(注) 2024年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,871,790	-	-	68,871,790

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	165,578	1,217,616	11,815	1,371,379

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、55,565株、43,750株含まれております。また、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式がそれぞれ、109,400株、109,400株含まれております。

2. 変動事由の概要

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	1,217,500株
単元未満株式の買取りによる増加	116株
株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少	11,815株

3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月14日 定時株主総会	普通株式	11,708	170.00	2024年3月31日	2024年6月17日

(注) 1. 2024年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。

2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、次の通り付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,342	212.00	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 1. 2025年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金23百万円が含まれております。

2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	125,342百万円	137,577百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50,700 "	45,200 "
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	3,000 "	- "
流動資産のその他勘定に含まれる預け金	4 "	6 "
現金及び現金同等物	77,647百万円	92,384百万円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(三重総合信用株式会社)

株式の取得により新たに三重総合信用株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次の通りです。なお、資産及び負債の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

流動資産	4,179百万円
固定資産	452 "
流動負債	1,097 "
固定負債	1,497 "
負ののれん発生益	142 "
株式の取得価額	1,894百万円
現金及び現金同等物	461 "
差引：取得のための支出	1,432百万円

(ちば興銀カードサービス株式会社)

株式の取得により新たにちば興銀カードサービス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次の通りです。

流動資産	8,601百万円
固定資産	521 "
流動負債	6,707 "
固定負債	41 "
負ののれん発生益	810 "
株式の取得価額	1,563百万円
現金及び現金同等物	1,948 "
差引：取得による収入	385百万円

(東北保証サービス株式会社)

株式の取得により新たに東北保証サービス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次の通りです。なお、資産及び負債の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

流動資産	1,181百万円
固定資産	51 "
流動負債	202 "
固定負債	710 "
負ののれん発生益	304 "
株式の取得価額	16百万円
現金及び現金同等物	1,113 "
差引：取得による収入	1,097百万円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて収受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に一括保証料として収受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に基づき、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社グループの経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券等についても、発行体の信用度が高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

市場リスクの管理

当社グループにおける市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価として収受する保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 求償債権	14,960		
貸倒引当金(2)	7,136		
	7,824	7,824	-
(2) 有価証券及び投資有価証券(3)			
満期保有目的の債券	276,340	269,792	6,547
その他有価証券	10,176	10,176	-
(3) 長期貸付金(4)	15,023	14,972	50
(4) 長期預金	18,000	16,262	1,737
資産計	327,364	319,027	8,336
(1) 長期借入金	30,000	30,000	-
負債計	30,000	30,000	-

- (1) 「現金及び預金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 求償債権に対する貸倒引当金を控除しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,450
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	1,703
合計	4,154

- (4) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。
- (5) 保証債務その他の偶発債務については、市場価格がないため、時価の注記に含めておりません。当該金融商品の残高については、連結財務諸表「注記事項(連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 求償債権	17,268		
貸倒引当金(2)	8,303		
	8,965	8,965	-
(2) 有価証券及び投資有価証券(3)			
満期保有目的の債券	273,303	262,317	10,985
その他有価証券	15,743	15,743	-
(3) 長期貸付金(4)	14,720	14,616	103
(4) 長期預金	23,000	20,425	2,574
資産計	335,732	322,068	13,664
(1) 長期借入金	30,000	30,000	-
負債計	30,000	30,000	-

- (1) 「現金及び預金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 求償債権に対する貸倒引当金を控除しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,553
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	3,057
合計	5,610

- (4) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めておりません。
- (5) 保証債務その他の偶発債務については、市場価格がないため、時価の注記に含めておりません。当該金融商品の残高については、連結財務諸表「注記事項(連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	125,342	-	-	-
(2) 求償債権()	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,620	6,380	4,670	-
社債	9,400	33,770	48,400	165,200
その他	3,700	1,700	1,400	-
その他有価証券				
債券	-	-	1,000	-
その他	307	212	68	4,562
(4) 長期貸付金	226	755	13,853	131
(5) 長期預金	-	-	-	18,000
合計	140,597	42,817	69,391	187,894

() 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	137,577	-	-	-
(2) 求償債権()	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,720	6,080	3,250	-
社債	6,580	35,690	39,600	177,400
その他	1,200	500	1,400	-
その他有価証券				
債券	-	-	1,000	-
その他	-	-	-	2,770
(4) 長期貸付金	199	4,072	10,292	87
(5) 長期預金	-	5,000	-	18,000
合計	147,277	51,342	55,542	198,257

() 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	30,000

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	30,000

3. 金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,719	-	-	2,719
債券	-	1,002	-	1,002
その他	1,110	5,343	-	6,453
資産計	3,829	6,346	-	10,176

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,645	-	-	3,645
債券	-	954	-	954
その他	3,025	8,118	-	11,144
資産計	6,670	9,072	-	15,743

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
求償債権	-	-	7,824	7,824
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	13,424	100	-	13,525
社債	-	249,547	-	249,547
その他	-	6,719	-	6,719
長期貸付金	-	14,972	-	14,972
長期預金	-	16,262	-	16,262
資産計	13,424	287,602	7,824	308,851
長期借入金	-	30,000	-	30,000
負債計	-	30,000	-	30,000

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
求償債権	-	-	8,965	8,965
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	11,312	99	-	11,412
社債	-	247,894	-	247,894
その他	-	3,011	-	3,011
長期貸付金	-	14,616	-	14,616
長期預金	-	20,425	-	20,425
資産計	11,312	286,047	8,965	306,325
長期借入金	-	30,000	-	30,000
負債計	-	30,000	-	30,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられることから、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸倒見積高の算定方法については、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 求償債権に対する貸倒引当金」をご参照ください。

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1の時価に分類しております。債券、信託受益権及び私募投資信託は取引金融機関から提示された価格によっており、市場の活発性に基づき国債はレベル1、それ以外の債券、信託受益権及び私募投資信託はレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来キャッシュ・フローと残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債・地方債等	12,728	13,525	796
	社債	23,891	24,063	172
	その他	200	200	0
	小計	36,819	37,789	969
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	232,909	225,483	7,426
	その他	6,610	6,519	91
	小計	239,520	232,002	7,517
合計		276,340	269,792	6,547

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債・地方債等	10,990	11,312	321
	社債	12,750	12,863	112
	その他	-	-	-
	小計	23,741	24,175	434
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債・地方債等	100	99	0
	社債	246,358	235,031	11,327
	その他	3,104	3,011	93
	小計	249,562	238,142	11,420
合計		273,303	262,317	10,985

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,640	1,616	1,023
	債券	1,002	1,000	2
	その他	2,719	2,603	116
	小計	6,362	5,220	1,142
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	79	82	3
	債券	-	-	-
	その他	3,733	3,827	93
	小計	3,813	3,910	97
合計		10,176	9,130	1,045

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,450百万円)及び投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額1,703百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,942	1,974	967
	債券	-	-	-
	その他	6,244	5,766	478
	小計	9,186	7,741	1,445
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	702	740	37
	債券	954	1,000	45
	その他	4,899	5,000	100
	小計	6,556	6,740	183
合計		15,743	14,481	1,262

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,553百万円)及び投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(連結貸借対照表計上額3,057百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	75	0	7

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	352	0	22

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、「満期保有目的の債券」について517百万円の減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等以外のものの減損処理にあたっては、連結決算日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、市場価格のない株式等については、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、主に積立型の確定給付制度を採用しております。一部の連結子会社は、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、従業員の給与及び勤続年数に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、当社及び一部の連結子会社は、前連結会計年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 百万円	1,254百万円
勤務費用	- "	102 "
利息費用	- "	11 "
数理計算上の差異の発生額	- "	97 "
退職給付の支払額	- "	39 "
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	1,129 "	- "
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	124 "	- "
退職給付債務の期末残高	1,254百万円	1,231百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	- 百万円	1,141百万円
期待運用収益	- "	14 "
数理計算上の差異の発生額	- "	23 "
事業主からの拠出額	- "	100 "
退職給付の支払額	- "	39 "
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	1,141 "	- "
年金資産の期末残高	1,141百万円	1,193百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	9百万円	9百万円
退職給付に係る資産の期首残高	4 "	- "
退職給付費用	87 "	6 "
退職給付の支払額	0 "	- "
制度への拠出額	93 "	- "
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	11 "	- "
企業結合による増減額	- "	28 "
退職給付に係る負債の期末残高	9百万円	44百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,254百万円	1,231百万円
年金資産	1,141 "	1,193 "
	113百万円	38百万円
非積立型制度の退職給付債務	9 "	44 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122百万円	82百万円
退職給付に係る負債	122百万円	82百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	122百万円	82百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	- 百万円	102百万円
利息費用	- "	11 "
期待運用収益	- "	14 "
簡便法で計算した退職給付費用	87 "	6 "
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	124 "	- "
確定給付制度に係る退職給付費用	212百万円	106百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	- 百万円	74百万円
合計	- 百万円	74百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	- 百万円	74百万円
合計	- 百万円	74百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
一般勘定	100 %	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、一般勘定の予定利率としております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.90 %	1.30 %
長期期待運用収益率	1.25 %	1.25 %

(注) ポイント制を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

3. 確定拠出制度

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,183百万円	1,502百万円
無形固定資産	194 "	212 "
投資有価証券評価損	23 "	34 "
未払事業税	343 "	397 "
債務保証損失引当金	2,284 "	2,687 "
その他の引当金	377 "	529 "
退職給付に係る負債	37 "	27 "
その他有価証券評価差額金	0 "	19 "
その他	164 "	119 "
繰延税金資産 小計	4,609百万円	5,531百万円
評価性引当額	293 "	350 "
繰延税金資産 合計	4,315百万円	5,181百万円
繰延税金負債		
企業結合に伴う評価差額	- 百万円	69百万円
その他有価証券評価差額金	163 "	264 "
その他	0 "	0 "
繰延税金負債 合計	164百万円	334百万円
繰延税金資産の純額	4,151百万円	4,846百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(ちば興銀カードサービス株式会社の株式取得による子会社化)

当社は、2024年5月29日開催の取締役会において、ちば興銀カードサービス株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、2024年6月14日付で株式譲渡契約を締結し、2024年7月1日付で株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ちば興銀カードサービス株式会社

事業の内容 信用保証業務、クレジットカード業務

企業結合を行った主な理由

当社では中期経営計画において「基幹事業の拡大」を戦略に掲げており、本件により当社の保証債務残高増加すなわち基幹事業の拡大につながると判断いたしました。

企業結合日

2024年7月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,563百万円
-------	----	----------

取得原価		1,563百万円
------	--	----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額

810百万円

当中間連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度末に確定しております。この結果、負ののれん発生益は188百万円増加しております。

発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,601百万円
固定資産	521 "
資産合計	9,122百万円
流動負債	6,707百万円
固定負債	41 "
負債合計	6,748百万円

なお、引き受けた信用保証事業に係る保証債務の残高は、558,438百万円であります。

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(三重総合信用株式会社の株式取得による子会社化)

当社は、2024年12月25日開催の取締役会において、三重総合信用株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年2月28日付で株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三重総合信用株式会社

事業の内容 信用保証事業

企業結合を行った主な理由

当社では中期経営計画において「基幹事業の拡大」を戦略に掲げており、本件により当社の保証債務残高増加すなわち基幹事業の拡大につながると判断いたしました。

企業結合日

2025年2月28日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月31日をみなし取得日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に被結合企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,894百万円
取得原価		1,894百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額

142百万円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額であります。

発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,179百万円
固定資産	452 "
資産合計	4,631百万円
流動負債	1,097百万円
固定負債	1,497 "
負債合計	2,594百万円

なお、引き受けた信用保証事業に係る保証債務の残高は、227,179百万円であります。

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(東北保証サービス株式会社の株式取得による子会社化)

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、東北保証サービス株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年2月28日付で株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 東北保証サービス株式会社

事業の内容 信用保証事業

企業結合を行った主な理由

当社では中期経営計画において「基幹事業の拡大」を戦略に掲げており、本件により当社の保証債務残高増加すなわち基幹事業の拡大につながると判断いたしました。

企業結合日

2025年2月28日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月31日をみなし取得日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に被結合企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	16百万円
取得原価		16百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額

304百万円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額であります。

発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,181百万円
固定資産	51 "
資産合計	1,233百万円
流動負債	202百万円
固定負債	710 "
負債合計	912百万円

なお、引き受けた信用保証事業に係る保証債務の残高は、83,886百万円であります。

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

債務保証契約は金融商品であるため、これに係る取引については「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しておりません。また、その他の取引で当該会計基準等を適用しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは「信用保証事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは「信用保証事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要な事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	1,638.01円	1,767.98円
1 株当たり当期純利益	209.54円	236.54円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	28,796	32,089
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	28,796	32,089
普通株式の期中平均株式数(株)	137,424,526	135,660,699

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J - E S O P)及び役員向け株式交付信託に残存する当社株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
 1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度317,892株、当連結会計年度319,082株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度329,930株、当連結会計年度306,300株であります。
4. 2025年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2024年11月5日開催の取締役会の決議に基づき、2025年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げること、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

株式分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	68,871,790株
株式の分割により増加する株式数	68,871,790株
株式の分割後の発行済株式総数	137,743,580株
株式の分割後の発行可能株式総数	320,000,000株

分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金)
基準日	2025年3月31日(月)
効力発生日	2025年4月1日(火)

資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、連結財務諸表「注記事項(1株当たり情報)」に記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日をもって、当社の定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>320,000,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 2025年4月1日(火)

3. 配当について

今回の株式分割は、2025年4月1日を効力発生日としておりますので、2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と株主への利益還元を通じて企業価値向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- (1)取得対象株式の種類 普通株式
- (2)取得し得る株式の総数 3,500,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.59%)
- (3)株式の取得価額の総額 70億円(上限)
- (4)取得期間 2025年5月9日～2025年9月30日
- (5)取得方法 東京証券取引所における市場買付

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	30,000	30,000	2.84	2060年3月31日

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	22,062	56,972
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	17,290	45,753
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	12,242	32,089
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	89.80	236.54

- (注) 1. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
2. 2024年7月1日に行われたちば興銀カードサービス株式会社との企業結合について中間連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、中間連結会計期間以後の期間において確定しており、中間連結会計期間の関連する数値について暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	114,856	120,595
求償債権	14,597	16,127
有価証券	14,791	9,532
その他	² 1,349	² 1,551
貸倒引当金	6,889	7,667
流動資産合計	138,705	140,140
固定資産		
有形固定資産		
建物	326	358
減価償却累計額	154	171
建物（純額）	172	187
車両運搬具	57	57
減価償却累計額	34	41
車両運搬具（純額）	22	16
工具、器具及び備品	1,001	860
減価償却累計額	460	476
工具、器具及び備品（純額）	540	384
有形固定資産合計	735	588
無形固定資産		
ソフトウェア	554	2,497
ソフトウェア仮勘定	2,035	110
その他	3	3
無形固定資産合計	2,593	2,611
投資その他の資産		
投資有価証券	271,376	277,851
関係会社株式	7,491	10,970
長期貸付金	14,791	14,515
長期預金	18,000	23,000
繰延税金資産	3,570	3,840
その他	996	1,053
投資その他の資産合計	316,225	331,230
固定資産合計	319,554	334,430
資産合計	458,260	474,570

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
前受収益	17,483	17,776
未払法人税等	7,014	7,507
債務保証損失引当金	1 5,858	1 6,307
その他の引当金	751	872
その他	2 1,839	2 1,825
流動負債合計	32,948	34,289
固定負債		
長期借入金	30,000	30,000
長期前受収益	172,443	174,116
その他の引当金	576	671
固定負債合計	203,020	204,787
負債合計	235,969	239,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,703	10,703
資本剰余金		
資本準備金	637	637
資本剰余金合計	637	637
利益剰余金		
利益準備金	2,055	2,055
その他利益剰余金		
債務保証積立金	180,800	197,000
繰越利益剰余金	27,938	31,744
利益剰余金合計	210,793	230,799
自己株式	722	7,691
株主資本合計	221,411	234,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	879	1,044
評価・換算差額等合計	879	1,044
純資産合計	222,291	235,493
負債純資産合計	458,260	474,570

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業収益	50,580	54,806
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	3,986	4,355
貸倒引当金繰入額	495	216
給料手当及び賞与	1,977	2,172
その他	1 6,583	1 7,694
営業費用合計	12,052	14,005
営業利益	38,528	40,800
営業外収益		
受取利息	3,209	3,882
受取配当金	69	1 1,863
その他	1 54	1 61
営業外収益合計	3,333	5,807
営業外費用		
支払利息	797	851
支払手数料	2	615
その他	90	158
営業外費用合計	889	1,626
経常利益	40,972	44,981
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
投資有価証券売却損	7	22
投資有価証券評価損	517	-
退職給付費用	124	-
特別損失合計	648	22
税引前当期純利益	40,324	44,959
法人税、住民税及び事業税	12,769	13,616
法人税等調整額	339	371
法人税等合計	12,429	13,245
当期純利益	27,895	31,714

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					債務保証積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	162,800	28,235	193,090	619	203,813
当期変動額									
剰余金の配当						10,192	10,192		10,192
債務保証積立金の積立					18,000	18,000	-		-
当期純利益						27,895	27,895		27,895
自己株式の取得								127	127
自己株式の処分								23	23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	18,000	297	17,702	103	17,598
当期末残高	10,703	637	637	2,055	180,800	27,938	210,793	722	221,411

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	48	48	203,764
当期変動額			
剰余金の配当			10,192
債務保証積立金の積立			-
当期純利益			27,895
自己株式の取得			127
自己株式の処分			23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	928	928	928
当期変動額合計	928	928	18,527
当期末残高	879	879	222,291

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					債務保証 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	180,800	27,938	210,793	722	221,411
当期変動額									
剰余金の配当						11,708	11,708		11,708
債務保証積立金の積立					16,200	16,200	-		-
当期純利益						31,714	31,714		31,714
自己株式の取得								7,000	7,000
自己株式の処分								31	31
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	16,200	3,806	20,006	6,968	13,038
当期末残高	10,703	637	637	2,055	197,000	31,744	230,799	7,691	234,449

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	879	879	222,291
当期変動額			
剰余金の配当			11,708
債務保証積立金の積立			-
当期純利益			31,714
自己株式の取得			7,000
自己株式の処分			31
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	164	164	164
当期変動額合計	164	164	13,202
当期末残高	1,044	1,044	235,493

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

4. 収益及び費用の計上基準

信用保証事業に係る収益

債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を収受しております。一括にて収受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式(保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法)により収益を計上しております。各月において収受する保証料については、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。

また、当社の債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社は団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社は生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を収受しております。保険は保険会社が提供するところ当社の履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用(投資その他の資産のその他)に計上し5年間で均等償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 債務保証損失引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
債務保証損失引当金	5,858	6,307

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

2. 求償債権に対する貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
求償債権に対する貸倒引当金	6,889	7,667

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた92百万円は、「支払手数料」2百万円、「その他」90百万円として組み替えております。

(追加情報)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
住宅ローン等に対する保証債務	16,347,313百万円	17,076,606百万円
債務保証損失引当金	5,858 "	6,307 "
差引	16,341,454百万円	17,070,298百万円

上記のほか、子会社の住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。保証債務残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
みのり信用保証(株)	216百万円	208百万円

損失補填契約

対象となる劣後受益権残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
住宅ローン債権を裏付けとする劣後受益権	36,000百万円	42,491百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	25百万円	26百万円
短期金銭債務	51 "	50 "

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
営業取引(支出分)	651百万円	692百万円
営業取引以外の取引(収入分)	3 "	1,727 "

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次の通りであります。

(百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
子会社株式	7,491	10,970

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,118百万円	1,314百万円
無形固定資産	194 "	211 "
投資有価証券評価損	23 "	34 "
関係会社株式評価損	56 "	58 "
未払事業税	336 "	361 "
債務保証損失引当金	1,793 "	1,931 "
その他の引当金	406 "	478 "
その他有価証券評価差額金	0 "	3 "
その他	129 "	100 "
繰延税金資産 小計	4,061百万円	4,494百万円
評価性引当額	327 "	390 "
繰延税金資産 合計	3,733百万円	4,104百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	162百万円	264百万円
その他	0 "	0 "
繰延税金負債 合計	163百万円	264百万円
繰延税金資産の純額	3,570百万円	3,840百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に記載した内容と同一であります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載した内容と同一であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	172	36	0	20	187	171
	車両運搬具	22	2	0	8	16	41
	工具、器具及び備品	540	46	1	201	384	476
	計	735	85	2	230	588	688
無形固定資産	ソフトウェア	554	2,581	-	638	2,497	-
	ソフトウェア仮勘定	2,035	97	2,022	-	110	-
	その他	3	-	-	-	3	-
	計	2,593	2,679	2,022	638	2,611	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次の通りであります。

ソフトウェア : 基幹システムの開発 2,320百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次の通りであります。

ソフトウェア仮勘定 : ソフトウェアへの振替額 2,022百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	6,889	3,906	2,912	216	7,667
債務保証損失引当金	5,858	4,355	3,906	-	6,307
その他の引当金	1,215	983	768	-	1,430

(注) 1. 損益計算書上、債務保証損失引当金の取崩額と貸倒引当金繰入額は、相殺して表示しております。

2. 上表におけるその他の引当金には、退職給付引当金を含めておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 https://www.zenkoku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第44期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月18日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月18日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第45期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2024年11月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年6月18日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2024年7月10日、2024年8月9日、2024年9月10日、2024年10月15日、2025年6月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月16日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 大 輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている全国保証株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国保証株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

債務保証損失引当金の見積りに関する合理性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、保証委託者の債務不履行が発生した際に金融機関等に対して代位弁済を行い、求償債権を取得するが、求償債権全額を回収できなかった場合、損失が発生する。当該損失に備えるため、注記事項（重要な会計上の見積り）1.に記載されているとおり、保証債務に対して債務保証損失引当金8,528百万円を計上している。</p> <p>保証債務に対しては、会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき資産査定が行われており、保証債務から生じる予想損失額を債務保証損失引当金として計上している。</p> <p>予想損失額は、保証委託者の返済状況等を把握したうえで、信用リスクに応じた債務者区分を行い、当該債務者区分に応じて、予想代位弁済率及び予想回収率並びに担保不動産の処分等による回収見込額に基づき算定している。</p> <p>正常先、要注意先及び破綻懸念先の予想損失額の算定に用いられる予想代位弁済率は、過去の一定期間における実績代位弁済率の平均値を基に直近の状況を加味して見積られており、予想回収率は商品分類及び担保の状況の類する毎に過去の回収実績に基づいて見積られている。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先における担保不動産の処分による回収見込額は、担保価値の評価に基づいて見積られている。そのため、保証債務から生じる予想損失額は、保証委託者の返済状況の変化や経済環境の変化等に影響を受ける。</p> <p>このように、債務保証損失引当金の算定に当たっては、保証委託者の返済状況及び資産の保全状況に基づいた予想損失額に関する重要な仮定が含まれており、経営者の判断が必要となるため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務保証損失引当金の見積りに関する合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証損失引当金の見積りに影響を与える経済環境の変化や会社が把握しているリスク要因について、利用可能な外部情報との比較を実施するとともに、経営者及び関連部署への質問を行った。 ・ 主に信用リスクに応じた債務者区分及び資産の保全状況等に基づいた債権分類に関連する主要な内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準について、債務者区分及び債権分類の方針が、保証委託者の特性や返済状況に基づいたものであり、また、予想代位弁済率及び予想回収率並びに回収見込額の算定方針が、過去の代位弁済実績及び回収実績を鑑みて合理的なものであるか検討した。 ・ 当連結会計年度末に行われた自己査定において、会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき適切な債務者区分及び債権分類が行われていることを確かめた。 ・ 予想代位弁済率について、その基礎となる過去の一定期間における代位弁済実績に基づく実績代位弁済率計算の妥当性を確かめるとともに、倒産件数、失業率、市場金利等の利用可能な外部情報との比較を実施することによって、直近の経済環境の変化を踏まえた経営者の仮定の適切性を評価した。 ・ 予想回収率について、商品分類及び担保の状況の類する毎に過去の回収実績に基づく実績回収率計算の妥当性を確かめた。 ・ 担保価値の評価について、会社が利用している不動産評価の専門家の適性、能力及び客観性を評価したうえで、当該専門家が発行したレポートを閲覧した。 ・ 過去に計上された債務保証損失引当金について、その後発生した実績損失額との比較を債務者区分毎に実施した。

求償債権に対する貸倒引当金の見積りに関する合理性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、代位弁済に伴う求償債権の取得後、債務者に代位弁済金額の返還請求を行い、債務者による返済や担保不動産の処分等により求償債権を回収するが、求償債権全額を回収できなかった場合、損失が発生する。当該損失に備えるため、注記事項（重要な会計上の見積り）2.に記載されているとおり、求償債権に対して貸倒引当金8,303百万円を計上している。</p> <p>求償債権に対しては、会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき資産査定が行われており、求償債権から生じる予想損失額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>予想損失額は、債務者からの回収状況及び資産の保全状況を把握したうえで、回収リスクに応じた債務者区分及び資産の保全状況等に基づいた債権分類を行い算定されている。また、担保不動産の処分等による回収見込額は、担保価値の評価又は過去の回収実績に基づいて見積られている。そのため、求償債権から生じる予想損失額は、債務者からの回収状況の変化や経済環境の変化等に影響を受ける。</p> <p>このように、貸倒引当金の算定に当たっては、債務者からの回収状況及び資産の保全状況に基づいた予想損失額に関する重要な仮定が含まれており、経営者の判断が必要となるため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、求償債権に対する貸倒引当金の見積りに関する合理性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金の見積りに影響を与える経済環境の変化や会社が把握しているリスク要因について、利用可能な外部情報との比較を実施するとともに、経営者及び関連部署への質問を行った。 主に回収リスクに基づいた債務者区分及び資産の保全状況等に基づいた債権分類に関連する主要な内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準について、債務者区分及び債権分類の方針が債務者の特性や返済状況に基づいたものであり、また、回収見込額の算定方針が合理的なものであるか検討した。 当連結会計年度末に行われた自己査定において、会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき適切な債務者区分及び債権分類が行われていることを確かめた。 担保価値の評価について、会社が利用している不動産評価の専門家の適性、能力及び客観性を評価したうえで、当該専門家が発行したレポートを閲覧した。 過去に計上された貸倒引当金について、その後発生した実績損失額との比較を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、全国保証株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、全国保証株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載されているとおり、連結子会社である三重総合信用株式会社および東北保証サービス株式会社については、評価範囲に含めていない。当該2社については、2025年2月28日付で株式を取得し連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要な相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためである。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月16日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 大 輔

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている全国保証株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国保証株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

債務保証損失引当金の見積りに関する合理性の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(債務保証損失引当金の見積りに関する合理性の検討)と同一内容であるため、記載を省略している。

求償債権に対する貸倒引当金の見積りに関する合理性の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(求償債権に対する貸倒引当金の見積りに関する合理性の検討)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。